

調査レポート

2008
4

No.141

- 道内経済の動き
- 食料問題と北海道農業(3)
- 講演：地方分権改革と財政規律

おもてなしの心。



北洋銀行は
北海道洞爺湖サミットを
応援しています。

● 目 次 ●

道内経済の動き.....	1
レポート：食料問題と北海道農業(3).....	4
講演：地方分権改革と財政規律.....	14
主要経済指標.....	28

道内経済の動き

最近の道内景気は、やや弱めの動きとなっている。

需要面をみると、公共投資は、国および地方自治体の財政面での制約から基調としては減少している。個人消費は、冬物商品の不振などから、やや弱めの動きとなっている。設備投資は、製造業の能力増強投資を中心に増加している。住宅投資は、昨年後半以降の落込みによる反動もあり、持ち直しつつある。

生産活動は概ね横ばいである。また、雇用情勢は一部に弱い動きがみられるものの、横ばいで推移している。企業倒産は、件数は増加したが、負債総額は減少している。

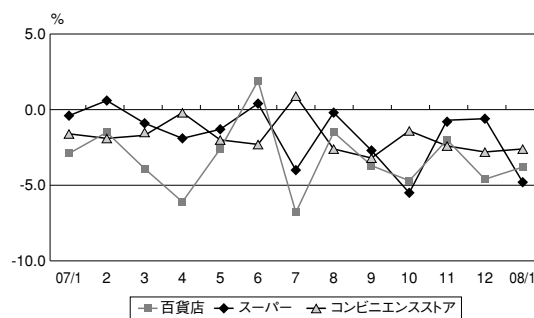
①個人消費

1月の大型小売店販売額（既存店ベース、前年比▲4.4%）は、百貨店、スーパーともに前年を下回った。

百貨店（前年比▲3.8%）は、衣料品や身の回り品などが減少し、7ヶ月連続で前年を下回った。スーパー（同▲4.8%）は、衣料品などが減少し、7ヶ月連続で前年を下回った。

コンビニエンスストア（同▲2.6%）は、6ヶ月連続で前年を下回った。

百貨店等販売額
(前年比)

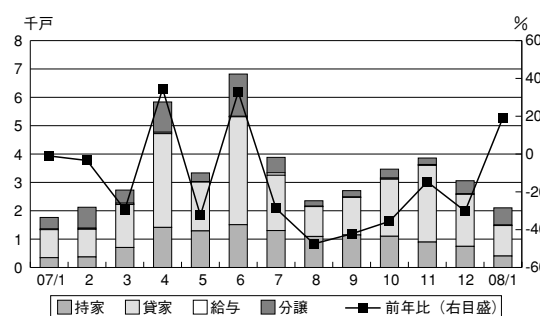


②住宅投資

1月の新設住宅着工戸数は、2,103戸（前年比+19.2%）と7ヶ月振りに前年を上回った。利用関係別では、持家（同+16.8%）、貸家（同+8.8%）、分譲（同+48.5%）と全てが増加し、前年を上回った。

昨年4月からの着工戸数累計では、37,426戸（前年同期比▲17.0%）となり、前年を下回っている。

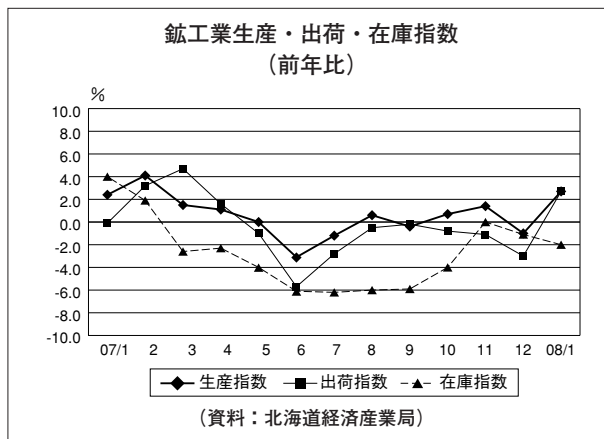
住宅着工戸数



③鉱工業生産

1月の鉱工業指数は、生産では、前年に比べ一般機械工業などが減少したものの、輸送機械工業や電気機械工業などが増加した。

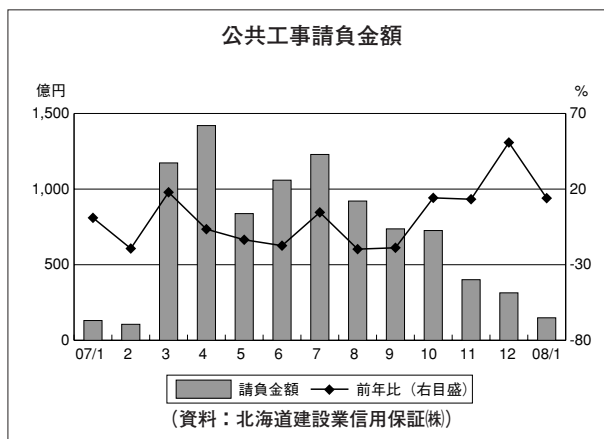
前月比では+4.4%と3ヶ月連続で増加し、前年比では+2.7%と2ヶ月振りで増加した。



④公共投資

1月の公共工事請負金額は、150億円（前年比+14.0%）と4ヶ月連続で増加した。

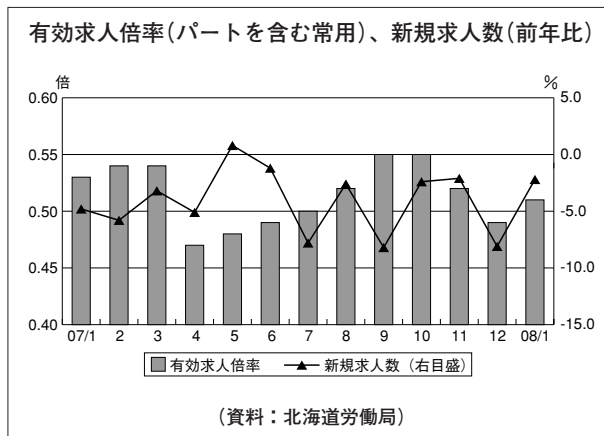
昨年4月からの累計では請負金額7,800億円（前年同期比▲6.4%）と減少基調にある。



⑤雇用情勢

1月の有効求人倍率（パートを含む常用）は0.51倍となり、前月比では0.02ポイントの上昇、前年比では0.02ポイントの低下となった。

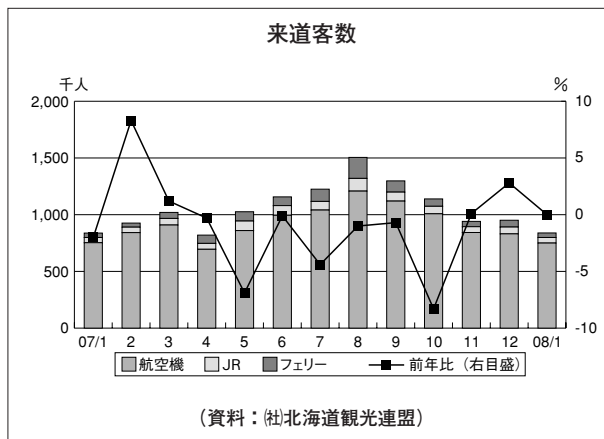
また、新規求人数は医療・福祉や情報通信業などは増加したが、サービス業や建設業などの減少から前年を下回った。



⑥来道客数

1月の来道客数は、838千人（前年比±0.0%）と横ばいとなった。

昨年4月からの累計来道客数は、10,902千人（前年同期比▲2.1%）と前年を下回った。

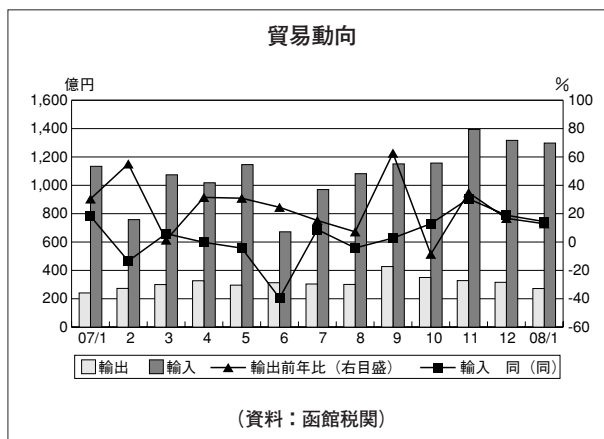


⑦貿易動向

1月の道内貿易額は、輸出が前年比12.9%増の272億円、輸入が同14.4%増の1,298億円となった。

輸出は、自動車の部分品や一般機械などが増加し、3ヶ月連続で前年を上回った。

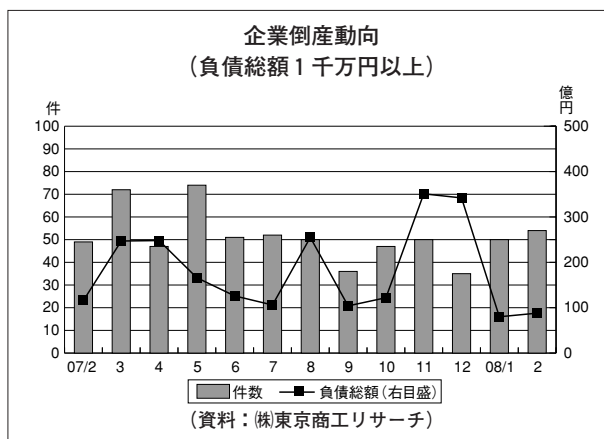
輸入は原油・粗油や石炭などが増加し、5ヶ月連続で前年を上回った。



⑧倒産動向

2月の企業倒産は、件数は54件（前年比+10.2%）と前年を上回ったが、負債総額は88億円（同△23.7%）と減少した。

業種別では、建設業が25件と最も多く、続いて、小売業（8件）、製造業（7件）となった。





食料問題と北海道農業(3)

～日本および北海道の農業が直面している問題～

調査レポート2月号・3月号において、日本の食料自給率が危機的状況であること、およびその中で北海道は国内の自給率維持のために重要な役割を果たしている地域であることについて触れてきた。

しかし現在、日本の農業はさらなる危機に直面しており、それは北海道農業も例外ではない。そこでシリーズ最終回となる本号では、日本および北海道の農業が直面している問題のうち主要なものを取り上げて検討したい。

1. 日豪（日本・オーストラリア間）EPA問題について

EPAとは経済連携協定（Economic Partnership Agreement）のことであり、協定構成国間での物・サービス・投資の自由化や人的交流拡大・協力の促進等を目的とするものである。日本は現在、アジア各国を中心として15の国・地域と協定締結または交渉を行っている。

このうち日豪EPAは平成17年から共同研究が開始され、平成18年12月に交渉開始を合意している。なお「日豪経済関係強化のための共同研究報告書」において指摘されている協定締結の主な意義は

- ・ 物品貿易の自由化による両国の経済成長
- ・ 食料供給の安定確保
- ・ 鉱物・エネルギー供給の安定確保
- ・ 投資・サービスの自由化

などである。

実際、同報告書においては日豪両国が全ての分野で即時関税撤廃を実施した場合、オーストラリアの国内総生産は+1.79%、日本の国内総生産も+0.13%となると指摘している。

このようなマクロ的メリットを背景として平成19年4月には第1回交渉が開始され、また同年中に計3回の交渉が行われ、直近では本年2月にも会議が実施されている。

さて、マクロ的に見ると日豪EPA交渉に不安材料は無いようであるが、協定が両国にもたらす効果を産業別に見ると、大きな問題点が浮かび上がる。図表1は平成17年4月に発表された「日豪貿易経済枠組」共同報告書において公表された、日豪の貿易・投資を自由化した場合

図表1 日豪貿易自由化が日本の産業に与える影響（増減率）
（出所：日豪貿易経済枠組）

産業分野	輸出	輸入	生産	労働
穀物	(注)192.3%	39.8%	-21.1%	-30.7%
酪農・乳製品	(注)106.7%	36.3%	-10.1%	-14.9%
畜産・肉製品	19.9%	3.3%	1.6%	1.4%
その他加工食品	8.2%	-0.7%	1.1%	1.3%
その他農業	6.8%	0.9%	-0.8%	-0.9%
林業・木製品	1.3%	0.0%	0.1%	0.1%
水産業	-0.2%	0.8%	0.8%	0.9%
石炭	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%
天然ガス	0.7%	0.1%	0.3%	0.1%
その他鉱業	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%
繊維・衣料	0.9%	0.0%	0.2%	0.2%
紙製品・印刷	0.8%	-0.1%	0.0%	0.0%
化学	0.5%	-0.1%	0.0%	0.1%
金属	0.9%	0.1%	0.3%	0.3%
金属製品	1.0%	-0.1%	0.1%	0.1%
自動車	1.0%	0.0%	0.4%	0.4%
その他輸送機械	0.3%	0.0%	0.2%	0.2%
電気機械	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%
その他機械・設備	0.6%	0.0%	0.2%	0.2%
その他製造業	2.4%	-0.5%	0.3%	0.4%

（注）穀物と酪農・乳製品の輸出増加率は大きいですが、増加額は150万円程度

の産業別の影響度を表したものである。これによると、確かに大部分の産業で貿易が活性化するものの、「穀物」「酪農・乳製品」分野についてはオーストラリアから日本への輸入が大幅に増加し、その影響で日本国内の生産は大幅に減少するという結果となっている。(なお、穀物と酪農・乳製品の輸出増加率が大きくなっているが、実額での輸出増加額は約150万円程度であり、留意する必要がある。)

つまり日豪EPAによりもたらされるマクロ的メリットは日本の農業を犠牲にした上で成り立つものであると理解できる。では、日本の農業や北海道には最悪のケースでどの程度のダメージがあるのだろうか。

図表2は日豪EPAが締結されて関税が撤廃された場合、農業等に及ぼす影響を一定の条件の下に試算したものである。これによると日本全国では約7,900億円(農水省試算)、また北海道では約4,500億円におよぶ農業生産額減少となってしまう(北海道庁試算)。さらに道庁では波及的な損失も試算しており、これらを加えると北海道経済全体としては生産額ベースで約1兆3,700億円、付加価値ベースでは約8,000億円もの経済損失が発生する。また雇用についても製造業・商業・サービス業を中心に約47千人の就業機会が失われるとの結果になっている。

これらの結果については日豪EPA推進サイドの研究者等からは過大であるとの指摘もあるが、日豪共同研究においても日本の農業分野にはマイナスの影響があるとの結果となっていることや、特に北海道に関しては影響が及ぶことが必至であること、日豪間の農産物関税撤廃の影響がアメリカなど他国との農産物輸入(関税撤廃)にも及ぶ可能性があることなどを考慮すれば、このような最悪のシナリオを考えておくことは重要である。

特に日本の「食料安全保障」について考えた場合、農産物の関税撤廃を前提として日豪EPAが締結された場合の弊害は非常に大きい。まず前段で触れたように、現在世界的に食料需給が逼迫しており、今後は海外からの食料輸入が減少する可能性は十分あり、これ以上輸入依存度が高まることは非常に危険である。加えてこれまで関税を財源として農産物の内外価格差を調整していたスキームが維持できなくなる。すると当然ながら北海道をはじめとする日本の農家が大きな打撃を受け、食料自給率も大幅にダウンする。(農水省の試算では自給率が12%まで落込むことになる^(注1)。)

このような事態になれば、食料危機の際には国産農産物のみで「昭和20年代前半の食事は維持できる」という危機対応の目論みも崩れてしまう。

図表2 日豪間の関税撤廃が農業に与える影響
(出所：農水省データ/北海道農政部データ)

豪州産農産物の関税撤廃による影響

<直接的影響(生産額減少)> (億円)

	道内	全国
小麦	▲ 852	▲ 1,200
砂糖(てん菜等の生産)	▲ 813	▲ 1,300
乳製品(酪農生産額)	▲ 2,369	▲ 2,900
牛肉	▲ 422	▲ 2,500
小計	▲ 4,456	▲ 7,900

<道内経済への間接的影響(経済損失波及)> (億円・人)

	生産額	雇用
農業	▲ 1,031	▲ 1,474
製造業	▲ 5,519	▲ 22,138
建設業	▲ 84	▲ 719
電気・ガス・水道業	▲ 210	▲ 580
商業	▲ 644	▲ 8,330
金融・保険・不動産業	▲ 611	▲ 1,756
運輸・通信・放送業	▲ 362	▲ 2,540
サービス業	▲ 702	▲ 7,554
その他	▲ 97	▲ 1,469
小計	▲ 9,260	▲ 46,560

道内への影響額 合計	▲ 13,716 (億円)
------------	---------------

このように論じると日豪EPA推進サイドからは、「そのような事態にならないようにも、食料の安定供給先を確保する為にオーストラリアとEPAを締結する必要があるのではないか」との意見もあろう。

確かにEPAを締結すれば、世界的な食料危機となっても、オーストラリア政府が輸出禁止をしないようにするというような効果は持つかもしれない。しかしよく考えれば、世界的な食料危機が発生した場合には政府が輸出禁止をせずとも、コスト的に（輸送コストなどが少額で済むため）国内消費向けの出荷が優位となろう。また仮に（かつて旧ソ連が食料を買占めたように）高価格を提示して輸入食料を確保しようとしても、世界各国との食料争奪になることから、必ずしも必要量を調達できるとは限らない。従ってEPAの締結は食料の安全保障策とはなり得ないのである。

さて、以上のように日豪EPA交渉は日本の食料安全保障に関わる話であるにもかかわらず、マクロ的な効果と日本の農業自給を同じ天秤に掛けて論じて良いのだろうか。答えは明白であると思う。

幸い、現在の日本政府の交渉スタンスは「国内農業への影響を十分踏まえ、守るべきものは守る」というものであり、今後もこのスタンスが維持されることを願いたい。

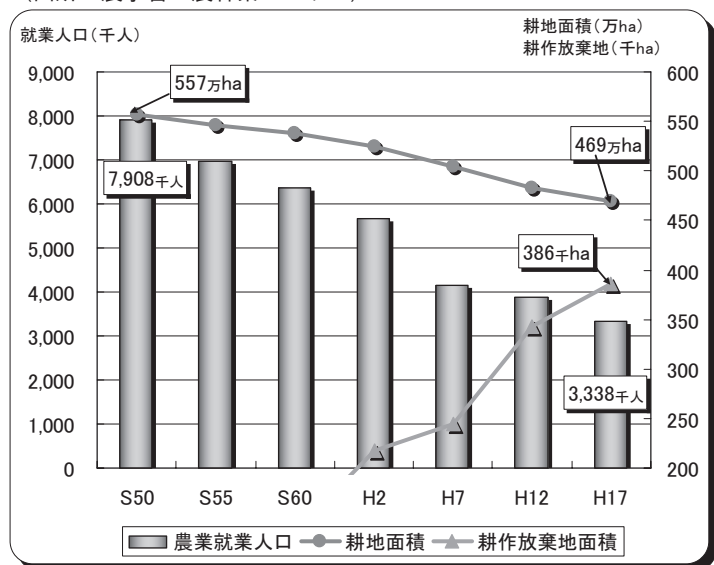
なお本レポートは決して日豪EPA締結そのものに反対しているのではない。が、以上のような理由から農産物の関税撤廃を前提として日豪EPAが締結されることには危機感を覚える。日豪EPAの締結にはエネルギー資源や食料の禁輸措置を防ぐ効果があるため、既にオーストラリアとEPAを締結している国に劣後しない為には、今後もEPA締結に向けた議論は必要である。しかしマクロ的メリットに関する議論が先行して、日本の食料自給が危うくなる事態は断じて回避すべきであり、その為には農業分野での妥協は許されない。

また仮に「エネルギー資源の安定確保・食料の安定確保」などを主眼として日豪貿易が完全自由化されるのであれば、関税に代わって国内農業を保護する為の財源（農水省の試算では4,300億円が必要）をしっかりと確保する必要がある。そしてその際には、貿易自由化によって受益を受ける者があれば、当然に応分の負担を求めるべきであろう。

2. 担い手問題について

図表3は農業就業人口と耕地面積・耕作放棄地面積の推移を示したもので

図表3 全国の農業就業人口と耕地面積・耕作放棄地面積の推移
（出所：農水省 農林業センサス）

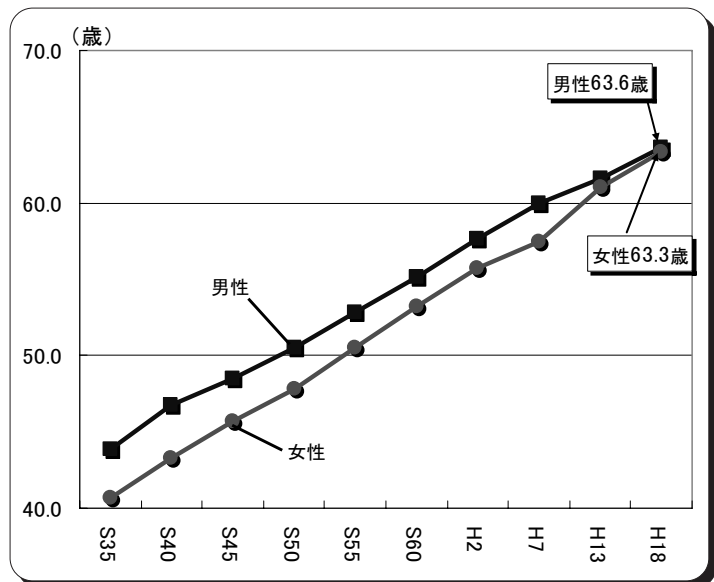


ある。食の安全保障を考えると農業生産量のアップは喫緊の課題であるが、一方で残念ながら農業就業人口・耕地面積はともに減少の一途をたどっている。また逆に耕作放棄地は年々増加していることが読み取れる。

この耕地面積の減少や耕作放棄地の増加には様々な要因があるものの、その1つとして大きなものには、農業就業者の高齢化と跡継ぎや次代の農業担い手の不足が挙げられるだろう。

図表4は全国の農業就業人口の平均年齢推移を表している。平均年齢は右肩上がりであり、農業者の世代交代が進んでいないこと、また平成18年の平均年齢が男女ともに63歳を越えていることを考えると、農業従事者の高齢化問題・担い手問題には時間的猶予がないことが分かる。では現在、これらの問題に対してどのような対策が講じられているのだろうか。

図表4 全国の農業就業者平均年齢推移
(出所：農水省 農林業センサス
農業構造動態調査/総務省 国勢調査)



(1) 新規就農者対策

政府では若年層の就農促進を図るため、平成7年に「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」を制定している。同法は青年就業者に対する資金支援（無利子貸付等）の根拠法となっているのみでなく、同法に基づいて各都道府県では就農促進方針を定めて計画的に青年就農者を確保していくことになっているほか、就農者を実務的に支援する都道府県青年農業者等育成センターを指定することができるようになっている。

北海道においては同法の制定時に年間約500名前後であった新規就農者が現在では700名前後となっており、相応の効果が出ている（図表5）。特に近年では、一時的に農業以外の事業に従事したものの自家農業に戻って就農する「Uターン就農者」が増加しているほか、全くの新規就農者も平成7年前後に比べて2倍以上の水準となっている。また就農者の技術面のバックアップとして、農業大学校や花き・野菜技術研修などが準備されており、就農への環境も整ってきている。

但し、非農業関係者の新規就業者実数は年間60～80名前後（道内）と、まだまだ少ないのが現

図表5 北海道の新規就農者推移
(出所：北海道農政部) (単位：人)

	合計	新規学卒	Uターン	新規参入
H 7	501	417	53	31
H 8	584	374	180	30
H 9	588	399	146	43
H10	560	368	141	51
H11	581	332	197	52
H12	599	343	192	64
H13	701	391	208	102
H14	697	364	247	86
H15	671	338	253	80
H16	728	391	266	71
H17	653	331	267	55
H18	695	323	303	69

実である。したがって今後の課題としては、新規就農希望者や未就業の若年層への農業PRと農業自体の魅力をアップさせる施策が必要となろう。特に北海道は（専業農家が多いためか）営農者の後継者がいる率が低い^(注2)。したがって新規就農希望者を募ることは他地域に増して重要となる。

また若年層の新規就農者は事業拡大意欲も強く（図表6）、今後の日本の農業をリードする人材が生まれる可能性も高い。よって新規就農者対策を、今後更に充実させていく必要がある。

なお農業の職業としての魅力を向上させるには、収入のアップが最も大きな課題（図表7）であり、そのためには付加価値を上げるチャレンジへの支援策が必要である。具体的には

- ・ 生産物の加工に関する技術指導や協力
- ・ 生産物や加工品の販路紹介
- ・ 資金支援

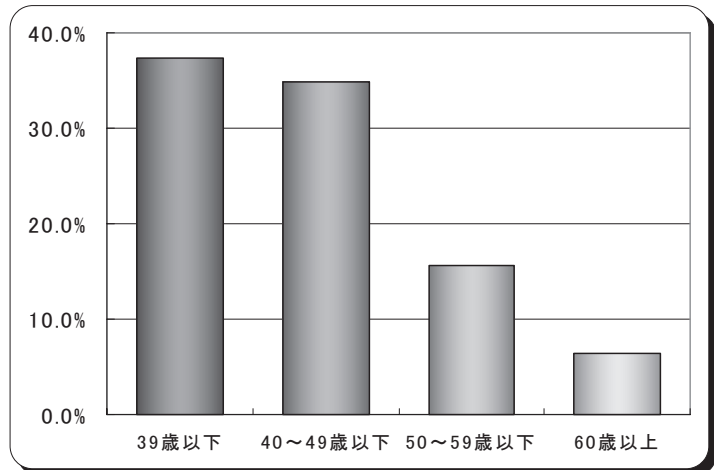
及び、これらの組み合わせによる各種リスクの軽減などが考えられる。

またさらに、各施策の実効性を上げるためには、商工官金（金融）の連携も不可欠である。この点で、平成19年11月に農水省と経産省では「農商工連携促進等による地域活性化に取組む」としており、その骨子は

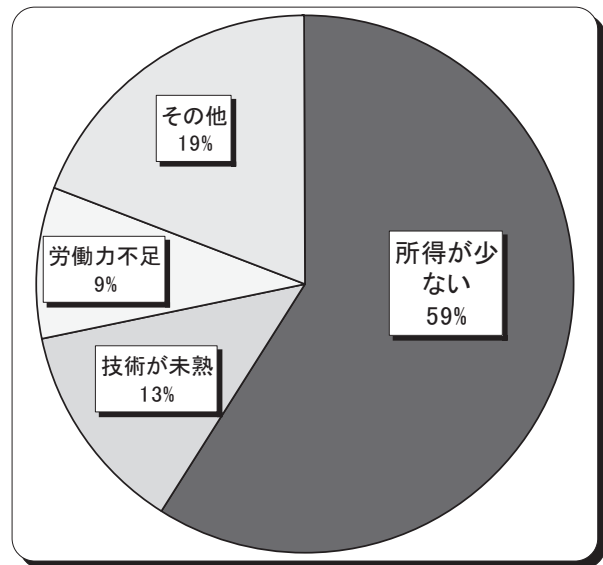
- ・ 地域産品販売促進、新商品開発支援
- ・ 地域産業のイノベーション促進支援（IT導入等）
- ・ 地域の知財活用促進（特許等）
- ・ 農業関連施策と中小企業関連施策の連携（動産・債権担保融資（ABL等）の利用）
- ・ 地域産品の輸出促進

などとなっている。これらの施策は農業付加価値アップのための要件と合致しており、具体的に推進されれば農業者の所得アップにもつながっていくと考えられる。（例えば、農業者が食品加工業に進出する際の資金を総額の1/2について国が補助し、そのほか自己資金1/4・ABLによる融資1/4によって支援する、また出来上がった製品の販路を商工会議所などが斡旋するとい

図表6 新規就農者の年齢別事業拡大意欲
（出所：農水省 平成19年新規就農者就業状態調査）



図表7 新規就農者の農業経営の課題
（出所：農水省 平成19年新規就農者就業状態調査）



ったように、具体的な取組みが実施されれば、徐々に効果が表れるであろう。）

（２）農外企業等の農業参入促進

担い手確保の策としては農業者以外の法人の農業参入も重要となる。図表８は北海道内での農業以外企業（以下、農外企業）と関連のある農業生産法人数の推移を表したものである。平成11年以前はトータルで24法人に過ぎなかったものが、平成15年頃からはコンスタントに増加し、平成19年9月現在の農外企業関連法人数は92法人となっている。また平成16年からは（当初は特区として）農地のリースによる農外企業の参入が認められ、現在では道内で11法人が参入している。

図表８ 農業生産法人参入状況と参入理由（出所：北海道農政部）

農業生産法人の参入時期								(単位：法人)	
H11以前	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18以降	合計	
24	4	8	6	13	15	9	13	92	

農業へ参入した企業数と参入理由						(単位：社)	
	建設業	食品関連	資材販売等	農産物販売	その他		
雇用対策	30				1		
原料供給		7			2		
事業拡大・新分野進出	11	12	9	6	10		
遊休農地対策	3	1			3		
その他・不明	10	2		1	12		
計	54	22	9	7	28		

※数社で1つの農業法人を立ち上げるケースがあるため、農業法人数と参入企業数は一致しない

参入した農外企業の主業をみると建設業が最も多く、半数近くが建設業からの参入であり、ついで食品関連業者となっている。また参入理由については、建設業から参入する場合は「雇用対策」が多く、食品関連では「事業拡大」「原料供給」などを理由として挙げている。このことから、公共工事が減少する中で、農業が建設業の新分野参入やイノベーションのための重要な受け皿となっていることが確認できる。また今後も安定的に農外企業の農業参入を進めるには、経営・技術サポート体制の確立や耕作適地の紹介、生産物の販路紹介などの情報提供が必要となるだろう。

さらに制度全体としては、業務執行役員の農業従事日数要件や議決権に関する要件など、未だ参入要件も多いことから（農外企業が土地転売等をせずに農業を継続する為の一定の拘束事項は必要ではあるが）何らかの改善策も検討が必要と思われる。

なお、道外企業の参入は19社／120社中（15.8％）であり、現在のところ、農外企業の農業生産による収入は概ね北海道内で還流するか、本道の移出に貢献していると考えられる。

（３）既存農家の経営安定対策（品目横断的経営安定対策）

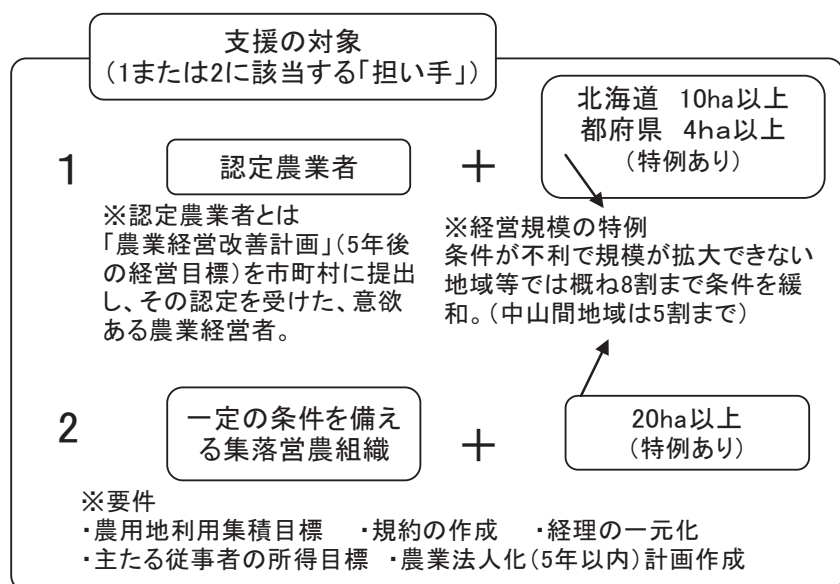
今後の農業生産を維持する為には、意欲ある既存農業者の経営を安定させる策も重要となる。このため政府では平成19年産分より、土地利用型農業^(注3)である米・麦・大豆・てん菜・でん粉用ばれいしょを対象として「品目横断的経営安定対策（以下、経営安定対策）」を実施してい

る。この経営安定対策とは、一定条件を満たした意欲ある農業の「担い手」に限って、その経営を安定させるための施策であり、その支援内容は

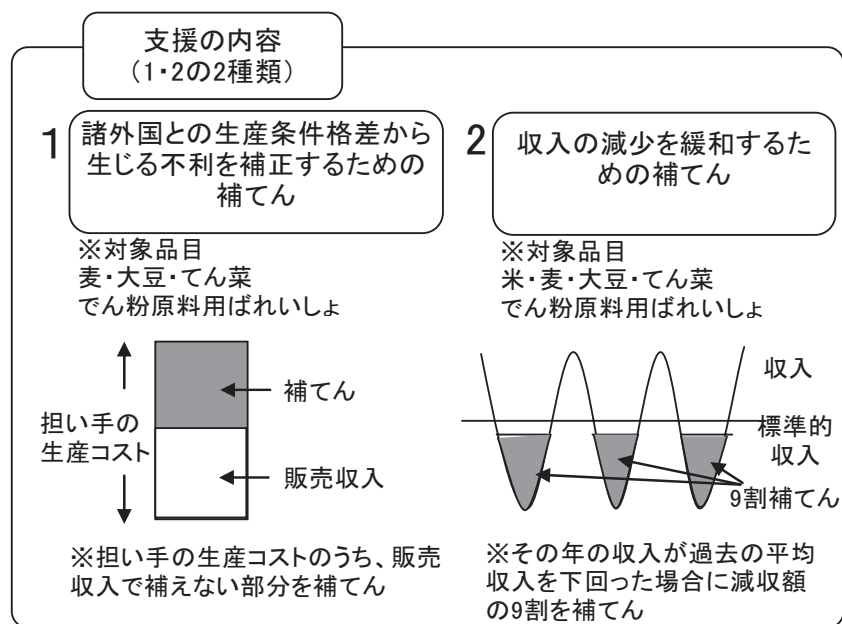
- ・ 諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正する補てん
- ・ 過去の標準的収入を下回った場合、減少の影響を緩和する為の補てん

の2種類から成っている。なお、同対策の概要は図表9の通りである。

図表9 品目横断的経営安定対策の概要（参考資料：農水省 品目横断的経営安定対策とは？）



注)他に所得確保の特例・生産調整組織の特例で支援対象となるケースあり



この経営安定対策の主な狙いは

- ・ 農業の構造改革を加速する為、農業経営の効率化と農地の集約化を促す
 - ・ 意欲と能力のある農業の「担い手」に限って交付金による補てんを実施することとし、いわゆるバラマキを防ぎ、国民の理解を得るとともに、農業のプロによる経営を支援する
 - ・ WTOでの協定など、国際規律に耐えうる政策体系を確立する
- という3点である。

このうち本道では経営体数で対象品目作付農家の8割に及ぶ、約22,300戸の農業者が経営安定対策への加入手続きを行っていることから、経営安定対策が道内農業に与える影響は極めて大きい。

しかし残念ながら、経営安定対策導入の初年度となった平成19年産分に関しては、図表10の通り様々な問題が指摘されており、特に小麦産地の一部などでは収量は増加したものの、従来の交付金支給の仕組みと比べて、得られる交付金が減少するという事態が起こった。

図表10 品目横断的経営安定対策の問題点と見直し概要（出所：北海道町村会資料）

	問題点の指摘		見直しの概要
交付金について	・ 生産条件不利補正対策のうち、過去の生産実績に基づく補てんについて、直近の収量が反映されないのではないか。 （参考：対策の仕組み） 補てんの基準となる面積単価は、農業災害補償制度で定める、H10～H16のうち中庸な5年の平均単収を基にした単価となっている。このため近年収量が伸びた地域の面積単価は低くなる傾向がある。したがって場合によっては、H18年よりH19年の収量が多くても、交付金額は減少してしまう可能性がある。	⇒	・ 先進的な小麦等産地の振興 近年、単収向上が著しい先進的な小麦産地やてん菜産地において、地域生産力に見合った収入確保を支援する。 （関連予算としてH19補正およびH20年度当初予算において168億円を計上）
	・ 収入減少緩和対策の補てんについては価格が大幅に下落した場合、経営安定につながらないのではないか。 （参考：対策の仕組み） 現行の対策は、その年の収入が過去の標準収入を下回った場合、差額の9割を補てんするもの。その原資は標準収入の1割に相当する額を予め、生産者1：国3の割合で拠出している。		・ 収入減少緩和対策の充実 19年産で10%を超える減収があった場合は、10%を超えた分について農家拠出なしに国の負担分による補てんを行う。 20年産以降は、農家の選択により10%を超える減収に備えうる仕組みを整備する。 （関連予算として111億円を計上）
	・ 交付金の交付が遅く、資材購入資金が確保できない。		・ 交付金支払を一本化、申請手続も簡素化し、支払時期も前倒し
加入要件	・ 経営安定対策の対象となる面積の要件は（特例があるとしても）厳しいので緩和して欲しい。 （参考：経営規模要件） ①認定農業者は北海道10ha、都府県4ha以上 ②集落営農組織は20ha以上 但し、条件が不利な地域、中山間地域には特例があるほか、所得確保の為の特例もある。	⇒	・ 面積要件の見直し（市町村特認制度の創設） 経営面積にかかわらず、地域農業の担い手として「水田農業ビジョン」に位置付けられている認定農業者や集落営農組織について、経営安定対策加入への道を開く。
	・ 集落営農については、経営の実態が整っていないので、5年以内に農業生産法人化するという要件は厳しい。		・ 集落営農組織に対する法人化等の指導の弾力化 現場の指導が画一的にならないよう、要領等で明記。

これは交付金算定方法の変更によるもの（詳細は図表10を参照）であるが、政府も農業者の所得安定を図るべく平成19年12月には新たな支援対策予算を組んでいる。（19年度補正および20年度当初予算案において、小麦・てん菜産地緊急支援対策として168億円が計上された。）

また経営安定対策の制度自体も見直されることになっており、特に

- ・ 面積要件の見直し
- ・ 集落営農組織に対する法人化等の指導の弾力化

など、制度の根幹に関わる変更が予定されている。しかしこれらが実施されると農地の集約や経営の効率化が進まず、経営安定対策の本来の狙いである農業の構造改革が停滞しかねないと懸念されている。ただ一方では、「小規模であっても意欲ある農業者は存在する」という意見や「集落営農については経営安定対策に加入するため俄かに始めたことから経営としての実態が伴っておらず、5年以内に法人化するの難しい」との声もあり、これらの実情を踏まえた政策変更はやむを得ないとの指摘もある。

いずれにしても、農業経営の効率化による農家収益のアップと経営の安定化への取組みは急務であり、また農地の面的集約をすすめて耕作放棄地を無くすなどの取組みも重要である。

政府では5年間で耕作放棄地を無くするという目標を掲げ、平成19年1月に「農地改革に関する有識者会議」を立ち上げており、同年11月には「農地改革の展開方向について」と題するレポートを纏めている。同レポートでも耕作放棄地の解消策として「農地の面的集約」を課題としており、その意味でも農地政策の各プランに加えて、経営安定対策の実効を上げることで、農地の有効利用や意欲ある農業の「担い手」の経営を支えるとともに、農業のプロを育成して農業の職業としての魅力を高めていく必要があるだろう。

おわりに

日本の食を巡っては、これまで論じたように様々なリスクが顕在化してきている。また本レポートで取り上げた事項以外にも問題が存在する。例えば、現在中国産の冷凍ギョーザによる中毒発生が話題となっている。原因はメタミドホスと呼ばれる殺虫剤であるといい、本稿執筆時点では製造時または流通経路での混入等か残留農薬なのかは定かではない。しかしいずれにしても輸入食品の安全管理は生産国に依存する部分も多く、その意味で食料輸入大国である日本は、より多くのリスクを背負っていることになる。またほかにも、国内での食料流通の仕組みに関して様々な問題を指摘する声がある。

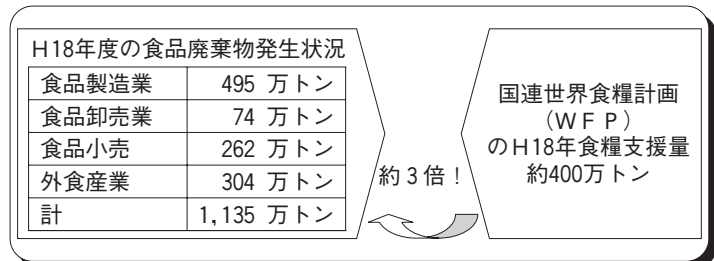
このように問題は山積みであるが、最も必要な対策は、まず、国産かつ「安全・安心」な食料による自給率を高めていくことであると考ええる。そしてそのためには、国民が「食は命に関わる問題」であることを再度認識する必要がある。BSE問題や中国産冷凍食品の問題などが発生したときに俄かに思い出すのではなく、である。

近年「食育」という言葉をよく耳にする。小さい子どものうちから、食料となる食物の成長の仕組みやそれを育てる人々の苦労、原材料そのものの味や地産地消の意義などを考えさせようというものである。このような運動による「食」への意識の高まりは非常に重要であり、今後もよ

り具体的に取り組んでいくべき課題であろう。

また食料自給率を上げるためには、農業生産量の向上以外に我々の食生活の見直しも必要ではないだろうか。図表11は日本の食料廃棄量を表したものである。日本では実に1,135万トンもの食品廃棄物が発生しており、これは世界の食料支援量の約3倍に上る。

図表11 日本の食品廃棄量と世界の食糧支援量の比較
(出所：農水省 平成19年食品循環資源の再生利用等実態調査／WFP（国連世界食糧計画）資料）



また各世帯での食品ロス率は平均3.7%であり、食品を食べ残した理由として約7割が「料理の量が多かった」ことを挙げている^(注4)。このように日本の食事情は非常にムダが多い。さらに近年メタボリック症候群問題として取り上げられているが、肥満者の割合も増加していることを考えると、日本人が食生活を見直し、自給率の比較的高い、米・魚・野菜などを中心に、適量の食事を取るようになれば、食料自給率が上がっていくほか、健康面でのメリットも享受できるようになるだろう。

さらに現在、食料のエネルギーへの転用が大きな問題となっているが、この点で日本は、（自国の食料自給率が極端に低い国家であるから）通常のバイオエタノール生産などではなく、廃棄物や尿等を利用したバイオマスの研究や燃料電池・太陽光、風力、波力発電の活用・水素エネルギーの研究など、「技術」によって、自国および世界のエネルギー問題に貢献すべきではないだろうか。

そして最後に、日本の中でも我々の住む「北海道」は、今後も日本の食料を支え、またバイオマスの研究などでエネルギー問題にも貢献できる非常に重要な地域である。そしてその存在感は、今後ますます大きなものになるに違いない。であるから、北海道では将来の産業ビジョンにおける中心事項として、農業やバイオマス技術の振興を明確にして、しっかりとしたロードマップ（誰が・いつまでに・なにを・どのように実施するか）を描いていくべきであろう。

(注1) 農林水産省資料をもとに、北海道農政部で作成した「日豪EPA/FTAの交渉について Ver11」による

(注2) 2005年農林業センサスによると、農業を主業する販売農家のうち同居後継者がいる割合は、全国39.9%・北海道25.7%となっている

(注3) 土地利用型農業とは、労働生産性を高めて低コスト化を図るため、広大な農地を利用して、水稻・麦等の大規模経営を行う農業形態のこと

(注4) 農水省 平成18年度食品ロス統計調査による

地方分権改革と財政規律

—新たな地方財政健全化策—

北海道大学公共政策大学院教授
地方分権改革推進委員会事務局長
宮脇 淳

新しい地方財政健全化策

本日は、地方分権改革と財政規律というテーマでお話させていただきます。

すでに、ご承知のように夕張市につきましては、財政再建団体ということになっております。財政再建団体制度というのは、戦後60年近く見直しがされてまいりませんでした。また、年末には大阪府が、違法とはいえませんが、数千億円という地方債につきまして、資金繰りのため返済期限を延ばしていたということが明確になっています。これは財政再建団体化を回避するためのある意味でのやりくりだったと聞いております。こういった問題がおきますのも、一つの要因としては、今の財政再建団体制度というものが、地方自治体の財政の一部のみに着目しているということで、全体像を十分に把握することができないところに問題があります。そこで、新しい健全化法を設けました。それは、決して地方自治体について、財政運営を非常に厳しくするということを目的としているわけではなくて、やりくりをしまいますと最終的には地方自治体、そして、そこに住んでいる住民の皆様が非常に厳しい状況になってしまう。しかも、今後先送りができる経済金融環境でもない、ということも踏まえまして新しい制度というものを設けていこう

地方公共団体の財政の健全化の推進

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定し、地方公共団体の自己規律による財政の健全化を推進。
- 財政指標の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用。

財政の早期健全化

財政健全化計画の策定、
外部監査の要求 等

財政の再生

財政再生計画の策定、計画について国の同意手続、地方債の制限、再生振替特例債 等

	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県：3.75% 市町村：財政規模に応じ11.25～15%	都道府県：5% 市町村：20%
○連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	都道府県：8.75% 市町村：財政規模に応じ16.25～20%	都道府県：15%（※） 市町村：30%（※）
○実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	都道府県・市町村：25%	都道府県・市町村：35%
○将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	都道府県：400% 市町村：350%	—

（※）連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準（10～5%引上げ）を設ける予定。

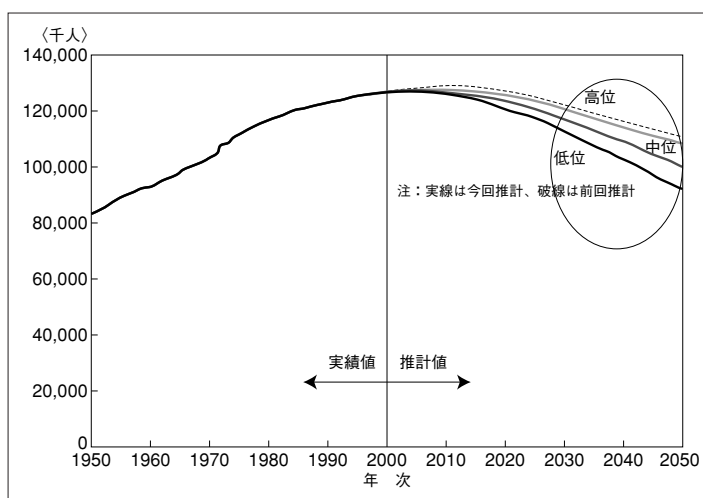
- 指標の算定方法、基準の設定について、地方公共団体の意見も反映
- 19年12月7日に案を地方公共団体に提示、年内に閣議決定予定

（資料）総務省作成。

としているわけでございます。すでに法律が通っておりまして、総務省が作りました資料を用意させていただいておりますが、これは昨年末総務省から明示をされました、健全化法に対する運用基準であります。この基準にのっとりまして、新しい制度というものが、平成20年度決算から適用されるということになります。20年度決算から適用されるということは、20年度予算というのをこれから地方自治体を作るわけですが、新しい健全化法のルールを踏まえてお作りいただければならないということで、ある意味で言いますと、平成20年度予算編成から新しい制度が事実上スタートするということになります。また、新しい指標にもとづくデータを今年の秋に公表しなければならないということになっておりまして、皆様方におかれましては、20年度決算が出る前段から各地方自治体の実態というものを新しい指標に基づいて判断をしていただくというような状況になってまいります。こういった問題につきまして、後半部分でお話をさせていただきたいと思っています。

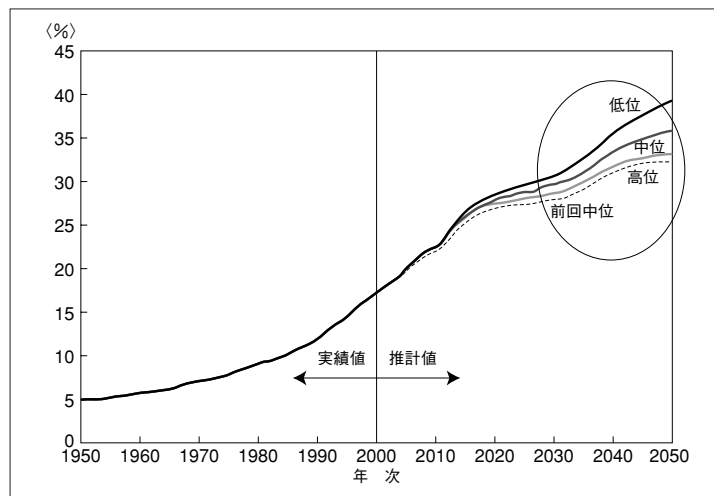
外部環境の変化

最初に、先ほどの財政健全化法に関する説明の前段といたしまして地方財政、今後、大きな構造変化の流れの中でどういう状況変化が起こるのか、というお話させていただきたいと思えます。なんといたしましても、大きな要因となるのが人口構成の変化、人口減という問題だろうと思えます。これは細かくご紹介させていただかなくても良いとは思いますが、整理する意味で少し説明させていただきますと、図表1 総人口の推移というものをみて下さい。今足元が1億2700万人という人口でございますけれども、これが大体50年後におきましては8000万人台に落ちてまいります。グラフの一番下のライン、これが最も人口減としてのスピードが激しいという状況でございますが、ここで8000万人台までに落ちるということです。このあと、さらに延ばして22世紀を迎えるあたりになりますと人口は半減し、6000万人台に落ちるという状況になってまいります。すでに北海道は人口減という状況になってきておりますが、東京、中京圏も含めまして、50年後、100年後に見渡してみますと、どこの地域におきましても人口減という状況になっているということです。これは特に移民とか外国人労働者を本格的に導入するということを前提としなければ、人口減という状況は必然的に起こってくる問題で、最終的に少子化対策などによりまして6000万人台の前半なのか中頃なのか後半なのか、という違いが出てくるにしても大きな流れとしては変化がないということでございます。図表2をご覧くださいと思います。一方でこうした人口減、



図表1 総人口の推移：中位・高位・低位

少子化に伴いまして高齢化というのも非常なスピードで進んでまいります。先ほどのグラフと違いまして、最も速いスピードの高齢化ラインが一番上にいっております。これは65歳以上人口の割合というものを見ていただいているもの、いわゆる高齢化率というものでございます。いま足元で100人に対して、17、18人が65歳以上という状況でございます。これが2050年ごろになりますと100人に対して大体40人前後、そして22世紀を迎えるころになりますと100人に対して50人弱、という方々が65歳以上の人口という構成になってまいります。



図表2 65歳以上人口割合の推移：中位・高位・低位

高齢化問題

ここで、今後の地方財政を見ていただく上で、非常に重要な問題というのは、高齢化の問題になってまいります。勿論少子化も重要な問題ですけれども、財政の問題としてまいりますと高齢化というところをきちんと見ていかなければなりません。というのも、高齢化問題、既に過疎地域では非常に厳しい状況にあるというのはご承知のとおりでございますが、高齢化問題がこれから非常に厳しく表れてくるのは、むしろ都市部であるということがいえるわけです。まず、第一段階で高齢化による影響が出てくるのは、大都市部の周辺地域、いわゆるベッドタウンといわれている地域であります。個別名称を申し上げるのは非常に忍びないのですが、札幌市周辺部であれば、江別市・小樽市とかいわゆる札幌市への通勤圏にあるところで、札幌に通われている方が住まわれている地域であります。全国的には政令指定都市が非常に厳しくなっております。札幌市だけではなく、横浜市・川崎市、特に横浜市の財政構造を見ますと非常に厳しいのですけれども、そういった大都市圏及びその周辺のベッドタウンというところでございます。

なぜ、こういった地域が非常に厳しい状況になるのかということですが、程度の差があっても同じような要因でございます。ですから横浜市の構造をみていただくのが一番よろしいかと思いますが、端的に言いますと歳入・歳出において大きな構造変化が起こってきます。歳入に関しましては非常に単純でございますが、団塊の世代の大量退職の問題でございます。横浜市などでは非常に税収に占める住民税比率が高いという特色をもちしております。皆様地方自治体を見ていただくときに、特に都市部の地方自治体を見ていただく場合に住民税比率がどのくらいなのかということが非常に重要なポイントとなります。今団塊の世代が支払っている住民税の依存度が高いということは、大量退職がおこりますとこの方たちは当然年金生活に入りますので、住民税が急減するという構造になります。横浜市の場合は住民税の依存度が政令指定都市の中でも

ダントツに高いという構造がございます。皆様記憶にあるかと思いますが、90年代のバブル景気の時代に非常にトレンドドラマが流行りまして、多摩ニュータウンとか横浜市でいいですよ、港部ではなくて内陸部の方の東急線沿線の高級住宅地といわれている青葉区とか緑区ですが、こうした地域の平均世帯の所得といいますのが、大体1000万円台の前半から中頃でございます。こういった方々が大量退職いたしますと当然そういった高い所得ではなくなるわけですから、横浜市としての住民税の歳入が急激に減少するという問題がおきます。歳入面でいきますと、これが非常に大きな問題です。一方で歳出面では何が起きるかと言いますと、当然のことですが高齢化が進んできますと扶助費、社会保障とか社会福祉関係の費用というものが非常に大きくかってくるといえることがいえます。これは札幌市も含めましてですが、高齢者の方々がやはり都市部の社会福祉の条件がいい、病院や介護の施設が整っているというので、いわゆる移動できる方々というのは政令指定都市に移動する傾向がすでに現れております。そうなりますと高齢化対応予算というものが膨れ上がるということと、入ってこられる方々の所得水準と言うのが必ずしも高くないということがあります。したがって、年金所得だけでは十分に暮らしていけないという方々が多いことになると生活保護費が膨らみます。生活保護対象世帯の8割が高齢者世帯ということになっています。生活保護というのは働ける若い方々が働くまでの一定の期間をつないでいく制度ですが、今は高齢者の生活を支えるというのが生活保護の大半を占める実態になってきてます。そうなりますと、次の問題は来年度から始まります後期高齢者医療制度の問題でございます。いわゆる75歳以上の方々に対します医療制度が新しくスタートいたします。年金額の給付金額というのは今までお支払いいただいた掛け金の金額でほとんど決まってくるので、これがあと何年間お支払するかということで決まります。ですから途中で急に膨張するというのはあまりない仕組みになっています。しかし後期医療というのは、どのくらいかかるかわからないという実態を持っています。後期医療になりますと医療費は当然たくさんかかります。ということは、どの程度までかかるかわからない。しかも、生活保護になりますと自己負担部分というのは生活保護費で支払いますので、自己負担部分も生活保護のほうで支払うということですから後期医療制度というのが生活保護負担のほうに跳ね返ってくるといった問題が起こってきます。ちょっと深入りしすぎましたが、こういった問題等々により歳入歳出のギャップ、構造変化というのが非常に急激に起こってくるというのが都市部を中心としたところで起きる問題であります。むしろベッドタウンに於きましては、こういった高齢者の流入というのが比較的大都市に比べますと多くありませんので、今の財政の問題から言いますと、歳入の部分がはげおちるところが非常に大きいというような構造でございます。ですから、今まで勿論過疎地域に於きましても財政は苦しいわけですが変動が起こってくる部分としては、大都市部の方が変動は非常に激しく起こってくるということがございます。

なお65歳以上の人口を見るとときに地元の自治体の5年後、10年後を見ていただくためには、足元での55歳以上の人口比率がどのくらいなのかということを見ていただきたいと思います。どうしても65歳以上で高齢化比率を計算しますけれども55歳のところで見ていきませんと将来どうなるのかと言うところが見えません。55歳以上の比率が高いところが将来の比率も高いということ

が言えるのではないかと思います。

それともう一つ、人間というのは必ず寿命というのがあるわけです。そうしますと、80年、90年、100年という寿命を全うされてお亡くなりになります。亡くなられた方々の財産というのが子供に自動的に遺産相続されるわけです。遺産相続されますとお子さんたちはどのようなところに住まわれている比率が高いかと言いますと、どうしても都市部に住まわれている比率が高いということになってきます。ということは、今まで地域にありました資金が相続によりまして、都市部に移動してしまうという問題が徐々におこりはじめているということです。これは地方財政に於きましても、徐々に影響をあたえてくる可能性がございます。こういった問題が65歳以上の人口が増え、社会構造の変化ということで、今まであまり意識をしなくても済んだものが起こってきてしまうということでございます。

もうひとつ経済構造でいえば、北海道だけではなくて、都市部に於きまして企業誘致とか産業立地が少ないところは地域所得のトップが年金給付というところが出てくるということでございます。いわゆる第一次、第二次、第三次産業ではなくて、年金給付という移転所得です。その是非はともかくといたしまして、かなり今までの社会構造とは違う問題がでてきます。

少子・高齢化による財政構造変化

歳入歳出の構造の変化としてまとめさせていただきますと、団塊の世代の大量退職は一時的には退職金で、税収増加には非常にいい方向に向かうかのように見えますが、長期的に見た場合に経済財政構造、あるいは金融構造にかなり影響を与えるということになります。したがって、この構造を注視する必要性があります。それから高齢者層の、社会的人口移動というのにも注意する必要性があるということです。横浜市などを見ていただきますと、最近の人口増に占める高齢者の割合は非常に大きいわけです。ですから、横浜市は360万人になったからといって決して喜んではない実態が一方ではございます。札幌市も同じような構造が出始めております。

そして、大都市財政の質的疲弊化というのが起こってきます。決して大都市だけではなく中核市とか特例市クラスにも出てくるかと思えます。大都市というのはキャッシュフローが大きいですから結局おカネが回っていくという部分があるわけですが、徐々にきつくなってきます。これは国内経済の規模縮小がやむをえず起こってくるということがあります。こういったことを総括してみていく時に、留意しなければいけないところに貯蓄率の低下という問題がございます。足元で貯蓄率がある程度維持されているのは団塊の世代の大量退職ということが起こっていることによる貯蓄率の下支えということですが、今後、世代交代により貯蓄の構造変化というのが起こ

少子・高齢化による財政構造変化

1. 歳入・歳出構造の変化
 - ①「団塊の世代」大量退職
 - ②高齢者層の社会的人口移動
 - ③大都市財政の質的疲弊化
 - ④国内経済規模の縮小
2. 貯蓄率低下と世代交代による貯蓄構造変化
3. 「暗黙の政府保証」と外銀の進出

図表 3

ってまいりますので、やはり貯蓄率が低下していく中で、地方財政というのも今まで通り貯蓄率が高いということを前提として借金をお願いする、というような構造を続けていくということは、かなり難しいと考えざるを得ません。ところが、物事にはねじれ現象がありまして必ずこういった問題に対して質問をいただくのは暗黙の政府保証といったものをどうするのですか、ということです。私も北大に来る前は銀行系のシンクタンクにいましたので、暗黙の政府保証というのはその立場では必ずきちんと担保していただきたい、と常に言い続けたことがあります。

暗黙の政府保証というものをどうするか、ということは今後中期的には非常に大きな問題ですし、地方分権改革の中で財政のしくみをどうするか、ということの一つの大きなテーマになることは明らかだろうと思います。これは経済財政諮問会議の中でも暗黙の政府保証自身を抜本的に見直さなければ今の地方財政を立て直すことは出来ないというご指摘を民間議員からもいただいております。最終的に暗黙の政府保証のあり方を議論するということは必要だと思えます。ただ今の地方財政の仕組みの中で足元から暗黙の政府保証を否定することはできないと思っております。というのは交付税制度もあり、地方債に対する発行の認可というような制度もある中で、暗黙の政府保証だけを否定するのは制度的に非常にゆがみをもたらすということです。この制度のゆがみの中で、外銀が地方自治体に融資をするとか第三セクターに融資をする、ということが非常に拡大をしているということがございます。融資額は1兆円にのぼろうかというボリュームになってきております。その自治体に融資をしている大きな理由というのは、最終的には暗黙の政府保証というのがなくなるかもしれないけれども、当面暗黙の政府保証の制度というのは維持できる。この当面というのは、時間的な軸の中で5、6年か10年くらいは維持されるだろうという意味です。ですからこれは当然将来的にはなくなるということを前提にしています。維持されている最後の段階だけ外銀が融資をしています。条件などを見ますと、非常に自治体にとって有利なものとなっていると思います。こういうことが金融の中で、制度の中で行われてしまうということに関してはやはり制度設計のひずみということで非常に問題を感じておりますし、こうしたひずみは地方自治体にとっても決して最終的にはプラスにはなりませんし、日本の金融システムの中におきましてもプラスにはならないのではないかと思います。

財源移譲の問題

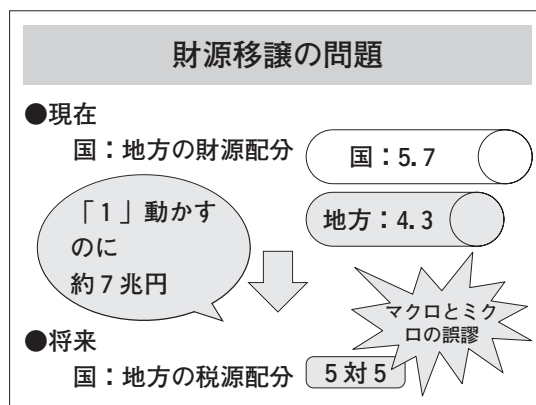
構造変化の中で分権の構造に今何が起きているかということでございます。ここでお話させていただきたいというのは財源移譲ということです。ここを細かくご説明するということではないのですが、今年1年起こる問題として法的部門と関わる部分があると思いますが、やはり消費税の増税議論というものが地方財政に対してどういう影響を与えるかという問題でございます。

これもすでに報道されておりますが、増田総務大臣が東京都と愛知県に入っております地方法人事業税の二税のうち大体3000億円前後を交付税制度の特別措置として交付団体の方へ回すという、そういう措置を1年限りの暫定措置として来年度行うということになっております。来年度は3000億円ネットで増加するという仕組みでございます。この3000億円は東京都と愛知県から交付団体へ回ります。ところが交付団体へ回る、つまり新しい歳入が増えると普通本丸の交付税が

減る仕組みになっています。ですからネットでは増えない仕組みになっているわけですが、今回の措置は3000億円で増える部分については交付税制度を使うわけですが、特別枠というものを設定します。特別枠というのは今までの交付税制度とは別枠でございますので3000億円が入っても、その分自動的に減らないという仕組みをつくったのです。したがってネットで増える仕組みになります。ということはその部分だけ道内自治体でも一定の収入増になるという仕組みです。ただ問題は二点あります。一つは、この仕組みが暫定措置で終わるかどうかということです。増田大臣にはこれを恒久措置に来年度以降転換していきたいという思いがあります。その思いがどうということかということですが、法人事業税というのが地方自治体、東京都とか愛知県とか主に大都市に税金が入るのが地方税であります。これを今回の措置で法人事業税を交付税特別会計に繰入れます。ということは法人事業税を交付税の財源にする前段の措置をとったという意味になります。法人事業税というのは景気でものすごく左右されますので、これは国を通じた交付税制度へ持っていきこうというのが増田大臣の考え方です。それではなんの布石なのかというと、とりあえず法人事業税を交付税へ持って行って置いて今交付税の財源になっている消費税分がありますが、この消費税を地方消費税地方財源として交付税ではなく、独自財源へ持ってこようと入れ替えをするということでございます。当然法人事業税は税収として大都市部に厚いです。地方消費税は大都市部との間に格差が非常に小さな税収でこの措置を行ったということです。ですから消費税分をもっと地方へ持ってこようとする前段を増田大臣は行ったわけです。本来は、ベストだったのは、地方消費税とか消費税増税の議論とこれがセットになっていれば一気にできたわけです。ところが消費税増税議論というのは衆議院の総選挙後に先送りにされています。これとセットにできなかったわけです。したがって法人事業税をとりあえず国に移し、消費税増税があるときには消費税地方分をより多くとるための布石を打ったということになります。消費税増税の議論は衆議院解散後ということに今のところの見通しになっております。いつ衆議院解散があるのは非常にわかりづらく、春なのかサミット後なのかはわかりづらいことですが、いずれにしても再来年度（2010年度）の税制改正の時には消費税議論というのは政治のマトーにならざるを得ないという状況になってくるかと思えます。

国庫補助負担金の削減と財源

もう一つお話ししたいのは、よく国から地方へ税源を移しなさいといわれます。少なくとも5対5にしてくださいとよく言われます。5対5にするためには、あと7兆円くらい国から地方へ移さなければなりません。これは増税なしという前提に立つことになります。増税なしということになりますと、国が地方へ移している補助金を減らしてその分を地方へ税源移譲しましょう、という考え方になります。国から地方への国庫補助負担金は2007年度で19兆円あ



図表 4

ります。19兆円のうち12.2兆円は社会保障関係です。文教科学振興関係は2兆円で、これのほとんどが義務教育の国庫負担金です。教員の方々の人件費です。それから公共事業費4.1兆円、こういう構成になっております。ということは7兆円移そうとすれば、社会保障関係のうちどれだけ地方自治体が担うのか、というのを明確にしないと移せないという状況にあります。この内訳を見てみますと、老人医療が3.8兆円。これから、もし市町村がこれを担うということになれば大変なことになります。後期高齢者医療がこれにプラスされますからとても市町村

で担えるものではありません。それから国民健康保険は分権委員会でも議論していますが、少なくとも都道府県か国に帰さないと市町村は破綻します。道内の市町村でも一人後期医療で重病になった方が出ると健康保険がもたないというところがあるわけです。保険というのはある一定の規模が必要ですから市町村単位で国保をやるというのは限界です。したがってこれはもっと大規模化しなければならない。生活保護は先ほど申し上げたとおりです。政令指定都市でももたないかもしれません。ということは社会保障費に関する抜本的な見直しが必要です。したがって、この部分で国がどれだけ負担し地方がどれだけ担うのか、という今の制度を前提とした議論だけではもうもたないということです。そういうなかで消費税は社会保障関係のために使うのだ。国が担うのだからこれは国の財源で、というようなことをおっしゃりたいのだろーと思ひます。そういう駆け引きというのがもう始まっているのです。この仕組みを理解することによって地方自治体、特に道内の市町村のあり方を議論する必要になってきます。

それからもう一つは1月下旬から地方分権改革推進委員会が再開しますが、経済財政諮問会議からの依頼で地方支分部局の議論から入ります。官邸は地方支分部局の再編に対しては力が入っています。この問題は開発局だけではなく経済産業省、労働局、北海道においては一番影響のある問題になると思ひます。この問題は私ども地方分権改革推進委員会でも5、6月に第一次勧告、11月上旬に第二次勧告を行う予定ですがけれども地方支分部局の再編というのが一番大きなテーマになります。何故かといいますと、消費税増税議論に当たっては国民的議論の中でいいますと、どうしても行革というのが再燃するということです。そういうなかで影響を受けてくる可能性がございます。前に北海道開発局の議論をしたのですがやはり本州で同じ組織があるわけです。地方整備局というのがあつたわけです。国交省が議論するときには本州の地方整備局に対する見方と北海道開発局に対する見方というのは明らかに違ふということです。ここをどのように考えていくのかということは非常に大きな問題だと思ひます。

国庫補助負担金の削減と財源

●国庫補助負担金 19兆円（2007年度）

①社会保障関係…12.2兆円

- ・老人医療3.8、・市町村国保2.3、
- ・生活保護2.0、・介護保険1.8、
- ・児童手当等1.8、

②文教・科学振興…2.0兆円

③公共事業費………4.1兆円

歳出削減・増税議論

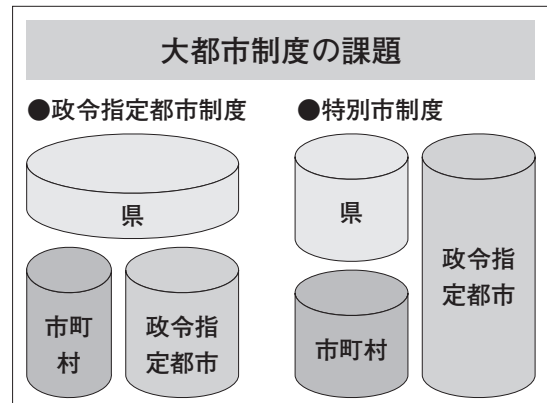
図表 5

大都市制度の問題

北海道開発局、北海道にとっての地方整備局、地方支分部局の問題は道州政府を作るときに北海道庁が中心になってお作りになるのか、それとも地方支分部局が中心になってお作りになるのかによってかなり姿が違うということです。もちろん分権の視点からみれば道庁・地方自治体が中心となってお作りになるのが理論的にはメインになるのだろうとは思いますが、必ずしも理論と実際の政治・制度設計が一致するとは限らないわけです。地方支分部局が中心となってお作りするという選択肢というのも十分にあるわけです。したがって、そういう議論

もあるわけですが、ご覧いただきたいのは大都市制度の問題です。道州政府の議論がでてくれば政令指定都市をどう位置付けるのかということが大きな議論となります。図表6に県と書いてありますが、これを道と置き換えていただければ、政令指定都市は札幌市でございます。道州制になれば札幌市をどのように位置づけるかということが非常に大きな問題になります。財政問題、金融問題については致命的な問題があります。と言いますのは、今の制度は、北海道庁の管轄区域の中に札幌市はあるわけです。業務については、ほとんど多くのものは、北海道庁から札幌市におりています。しかし徴税・課税という面からみますと札幌市にはそれに見合った税制は設けられていません。したがって札幌市内での経済活動による税収のかなりの部分は北海道庁に入っています。北海道庁は、札幌市から入ってきた税収について札幌地域にはほとんど使っていません。したがって、札幌以外に使うということです。これは札幌市からいわせると不満があるわけです。仕事はやらされて税は入ってこないというのが札幌市の不満、どこに行っても政令指定都市はそうです。と言いますのは政令指定都市制度というのは法律上では暫定措置なのです。本来作ろうとしたのは右の制度です。北海道の管轄地域の中に札幌市があるのではなくて北海道では札幌市は管轄しないという制度です。これは政令指定都市制度とは言わないで特別市制度といいます。

都道府県の反対で制度が機能しないままになっていますが、これは制度化されています。こちらの仕組みになるとどうなるのかということです。札幌市内の税は道庁には入らない、道庁に入らないのはいいのですが、何が問題になるのかというと、今の制度は札幌市の地域で上がった税で、札幌市以外に税の再配分をしているわけです。ところが再配分がされなくなります。これはおそらく北海道だけではなくて道州制を作る時に非常に大きな問題になります。道州政府の外枠として政令指定都市・特別市を置くのか、それとも道州政府の中に飲み込むのか、政令指定都市は当然、枠外においてほしいという主張をします。ただし、これは北海道とか地域全体をどうするかという問題になります。例えば、札幌市選出の道議会議員はどういう機能を果たしているのかという問題なのです。なかなか難しいのですが、しかし一方で人口が札幌市に集中すれば



図表6

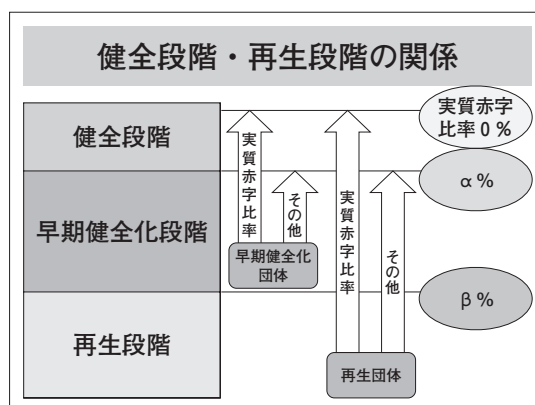
するほど札幌市から選ばれる道議会議員の数は増えていくという問題になってくるのです。それは政治問題だけではなく財政の問題にもはねてきます。しかも全体として道州制に関しては官邸では前向きです。しかし、どういう道州制にするかというところまでつめているわけではありません。増田総務大臣も福田総理もこの議論を早くやってくれと言っています。したがって我々は3年かけてとっておりましたが、これをスピードアップして春には第一次勧告、11月には第二次勧告、そして来年の春には第三次勧告でおしまい、そして政府のほうは法案作りに入る、と同時に道州制に関するビジョン懇談会も最終報告を出してくると思います。途中で民主党政権になったとすれば、連立という方向に移っていくかもしれませんが、単純に民主党政権に移っていくとすれば、小澤代表は300市町村とっておられるので、300市町村にするのであれば、道州制でないともたない。仮にそういう方向性になればかなりの行政体制に対する改革が必要になるということになります。あとは政治がどうなっていくのか、ということです。いずれにしても大きな流れということになります。

地方財政健全化法

次に、地方財政健全化法の問題でございます。健全化法といいますのは、今までの財政再建団体に変わる新しい法制でございます。平成20年度予算から適用されるものでございます。図表7をご覧くださいと、健全段階、早期健全化段階、再生段階とございます。再生段階というのが今までの夕張市のような再建団体というふうに思っただけであればよろしいかと思います。その前段として早期健全化段階を設けたということです。つまり早めに健康診断をして下さい、ということです。健康診断でどこか軽微でも悪いところがあれば自治体自らの判断で修

正をしていただきたいというものであります。健康診断を受けたのにそのままほっとおいて再生段階に至ったのであれば、国や市町村であれば都道府県がある程度参画をして再生を行います。そういうものでございます。ですから、決して早期健全化段階に該当したからその自治体はだめなんだと判断することは避けていただきたいと思います。むしろ健康診断を受けて早めにどこかが悪いと分かった方がむしろ健全であるということだと思います。

問題は分かった後どちらの方向へいくのですか、ということです。そのまましておいて再生段階に行くのか、健全段階に行くのか、ということです。図表7に $\alpha\%$ 、 $\beta\%$ というのがあります。ここが大議論になったのです。この数値を示しているのが資料1というところでございます。皆様経営者の方々ですからあまり細かいことをご紹介するのは適切ではないと思いますから省略いたしますが、この資料で全てパーセンテージが入っております。ですから担当の方が読みいただければお分かりいただけると思います。ただし、当初私がこの法案を作りまして、この



図表7

パーセンテージを設定していた人間ですし、総務省とも協議していた人間ですが、最後パーセンテージを作るに当たっては政治的な働きかけはかなりいただきました。いただいた結果、 $\alpha\%$ 、 $\beta\%$ というところにおきまして、当初想定しておりましたパーセンテージよりも5%甘くなったものがあります。特に、連結実質赤字比率の数値は、我々が理論的に言いますと、あと5%ぐらいは下げて考えたほうがいいのかというふうに思います。もうひとつは、将来負担比率についてはそこまで厳しくすることはないかなと思います。もうちょっと低めにしたほうが良かったのではないかと思います。特に連結実質赤字比率の財政再生基準といったところは、もう少し厳格に見たほうがよかったのではないかと感じております。連結実質赤字比率につきましては、※1印をご覧ください。そこに3年間の経過的な基準を設けると書いてあります。これは平成20年度決算から適用しますが、3年間は経過措置を設けます。市町村に対しましては、30%基準を適用しますというのが政令で出てきます。ところが、最初の1年間は40、次は40、3年目は35、そして最終的には30%に落とすというような措置がとられるはず。この理由は、連結実質赤字比率は新たに導入された制度であるからだ、という理由付けになっていますが、残念ながらそういう理由付けではないであろうというふうに思っております。これは良い面と悪い面があります。確かに、平成20年度あたりで非常に厳しい状況になっている地方自治体はあるのです。しかし、そのあと2、3年経つと急激にはありませんが改善の方向に向いていく自治体はあるのです。担当の方はご存知かと思いますが、たまたま平

資料1

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準について

1 実質赤字比率

- (1) 早期健全化基準については、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準（市町村※2.5%～10%、都道府県2.5%）と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じ11.25～15%、都道府県は3.75%とする。※特別区を含む。以下同じ。
- (2) 財政再生基準については、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している現行再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%、都道府県は5%とする。

2 連結実質赤字比率

- (1) 早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ5%加算し、市町村については財政規模に応じ16.25～20%、都道府県については8.75%とする。
- (2) 財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に（1）と同様の観点から10%加算し、市町村は30%、都道府県は15%とする。

※1 連結実質赤字比率は、法で導入された新しい指標であることに鑑み、財政運営に大きな制約を与える財政再生基準については、3年間の経過的な基準（10～5%引上げ）を設ける予定。

3 実質公債費比率

- (1) 早期健全化基準については、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされている25%とする。
- (2) 財政再生基準は、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準とされている35%とする。

※2 財政健全化計画の内容は、地方公共団体の自主性に委ねられることを踏まえ、地方債同意等基準における（1）（2）の間の起債制限の事業区別は撤廃する方向で検討する。

4 将来負担比率

実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は350%、都道府県及び政令市は400%とする。

5 公営企業における資金不足比率

経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）は、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準の2倍である20%とする。（営業収益／年の5%程度の合理化努力×4年のイメージ）

成20年、21年が厳しい、ただしそれを過ぎますと今までの努力が実ってきて数字が落ちてくる、この間リフトが止まったところがありますが、その町は財政繰りが非常に悪いです。悪い理由はそのリフトです。そのリフトの返済は20年度ぐらいがピークになってもう終わります。したがってこういうところに経過措置を設けることには意味があるのです。ところがそうでないところでこれを求めてきたところがあります。率直に申し上げますと、これから良くなるという道筋がきちんと出来ていて、その道筋の中で一番20年度辺りが厳しいから経過措置を設けて下さいというのは分かります。しかし20年度はきついがそのあとの方策もないのに20年度あたりでやってしまうと財政再建段階になってしまうから延ばして下さい、というのは今までの先延ばしと全く同じだということです。

今からそれをいってしまうと非常に厳しくなりますので、そのような団体は是非3年間でそのあと再生できるという道筋をきちんと作っていただかないといけないと思っております。どことは申し上げませんが、そういう市町村とそれをある意味でサポートしている都道府県はあります。このことは金融的側面から言ったら残念ですが厳しい視点から取り組んでいただきたいと申し上げざるを得ないと思います。

もう少し長期的に考えると、これからの地方自治体の財政組みの中で、20年度ではきついが、その後は少しよくなるというところであったとしても、やはり厳しいのは病院なのです。平成18年度決算で実質公債比率25%以上の団体というのがあります。このままでいくと早期健全化段階に該当する、ということになってきますが、該当したからと言ってすぐにどうこうではなく、努力しましょうということです。1位の長野県の王滝村は、みずから再建しているかざるをえないと思っておりますから覚悟を決めていらっしゃる。夕張市は再建団体で新法へ乗り換える

資料 2

H18決算実質公債費比率25.0%以上の団体

No	都道府県名	団体名	実質公債費比率(%)
1	長野県	王滝村	42.2
2	北海道	夕張市	38.1
3	北海道	歌志内市	36.7
4	北海道	上砂川町	33.0
5	沖縄県	座間味村	30.7
6	北海道	浜頓別町	30.5
7	鳥取県	日野町	30.2
8	山形県	新庄市	30.1
9	福島県	泉崎村	30.0
10	福島県	双葉町	30.0
11	北海道	赤平市	29.5
12	兵庫県	香美町	29.4
13	沖縄県	伊平屋村	29.3
14	北海道	中頓別町	28.6
15	北海道	洞爺湖町	28.5
16	長野県	泰阜村	27.8
17	長野県	平谷村	27.7
18	北海道	三笠市	27.4
19	高知県	安芸市	27.0
20	島根県	飯南町	26.9
21	北海道	利尻町	26.8
22	山形県	長井市	26.7
23	鹿児島県	十島村	26.6
24	青森県	田舎館村	26.5
25	島根県	斐川町	26.5
26	兵庫県	芦屋市	26.4
27	島根県	西ノ島町	26.3
28	北海道	礼文町	26.2
29	神奈川県	横浜市	26.2
30	青森県	田子町	26.1
31	長野県	根羽村	26.0
32	青森県	西目屋村	25.9
33	奈良県	東吉野村	25.9
34	奈良県	山添村	25.8
35	北海道	奈井江町	25.7
36	青森県	深浦町	25.7
37	長野県	清内路村	25.7
38	大阪府	摂津市	25.7
39	熊本県	長州町	25.7
40	北海道	苫前町	25.5
41	岩手県	藤沢町	25.5
42	岐阜県	東白川村	25.3
43	北海道	知内町	25.2
44	福島県	矢吹町	25.1
45	島根県	安来市	25.1
46	島根県	浜田市	25.0

(資料) 総務省作成。

かどうかということで、これから努力されて改善されてくるのだと思いますがやはり病院は非常に厳しい。病院というのはそう簡単に経営状況は良くならない。そこで総務省は、過剰投資をしている部分は別ですが、一定の計画を立ててきちんと再建をする計画が立てられるのであれば、病院経営を一定期間地域で医療サービスとして維持しなければなりませんので、その部分については一定範囲につきましては経常経費も含めて赤字地方債で措置する旨を検討していくと思います。そうしないと病院が倒れますから。病院というのは単に経営問題だけではなく

地域医療の問題がありますので、サポートします。ただし、過剰投資している部分については、これは自らがいろいろと努力をしていかなければならないということだと思います。

次に問題になってきますのは、土地開発公社です。土地開発公社については非常に悩ましいです。最終的には一時的に地方債で措置せざるをえないのではないかなと思います。ただ地方債で措置すると将来負担比率が上がります。将来負担比率がぎりぎりになっているところでは出来ません。しかし、おそらくそういうところはあまり多くないと思います。したがって、そういう緩和措置は必要になると思います。こういう措置がこれから出てくるのではないかと考えてよいのではないかと考えております。

札幌市と本州の都市部においての話ですが、よく横浜市の実質公債比率が高いとか、あるいは将来負担比率が高いとか、これは「みなとみらい線」を作ってしまった自治体の負担部分が非常に高いといったようなことがあるわけです。

分権委員会の事務局長をやっておりますと面白いと思うところがあります。横浜市に行くと「みなとみらい線」のところに帆船がありますが、あれはどこの管轄だと思いますか？ びっくりしたのですが…、もう一つ別のところに「氷川丸」というのがありますが、あの二つの船は扱いが違います。「氷川丸」の方は旧建設省の管轄で建物、帆船の方は旧運輸省の管轄で、帆船の方は土台をきちんと動かないのに何年かに一回、船として検査を受けています。動かないのになぜそうなったか尋ねましたら、あそこ一帯の開発は旧運輸省の管轄で行われ、運輸省管轄のところに船を置くのだからそれは運輸省管轄で船籍はそのまま残してくれ、ということであの帆船は船籍がそのまま残っていますが、船の検査の費用がべらぼうに高いというので、それは止めたほうがいい、ということはこれから協議していかなければならないことです。それはともかくとして今申し上げたようなことが起こってきています。

おおよそ、早期健全化段階に該当する自治体というのは、大体50～60ぐらいではないかと思っています。平成20年度決算でこれから作るわけですから判かりませんが、大体そのぐらいになるのではないかと思います。再生段階というのは、せいぜい10プラスアルファではないかと、我々は思っています。総務省は両方ふくめて90から100と言っています。これはのり代を作って少し

健全化法適用の主な課題

- ① $\alpha \cdot \beta$ 値の決定課題
- ② 経過期間の意味と課題
- ③ 病院に対する対処
- ④ 土地開発公社に対する対処

図表 8

多いところでは言われているのだと思います。私としてはこれから指標そのものが、精査される段階になりますのでわかりません。これは総務省のデータとともに、我々は財務省のデータも使っています。財務省は代表で地方債を買っておりますので非常に緻密なデータを持っています。ですから、そういうところのデータとも突き詰めながらこれからは判断していかなければならないのかと思っております。

新年早々ということで大分踏み込んだ話をしましたが、その点はご了承くださいと思います。私の話はこれで終わらせていただきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

本稿は平成20年1月8日「第2回信用金庫トップセミナー」における講演の内容を抄録したものです。

一文責 調査部調査課

主要経済指標（１）

年月	鉱工業指数											
	生産指数				出荷指数				在庫指数			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	12年=100	前年同月比(%)	12年=100	前年同月比(%)	12年=100	前年同月比(%)	12年=100	前年同月比(%)	12年=100	前年同月比(%)	12年=100	前年同月比(%)
15年度	94.1	△ 0.1	96.6	3.5	95.0	△ 1.1	98.8	4.2	87.8	△ 3.5	85.4	△ 1.3
16年度	94.3	0.2	100.5	4.0	95.1	0.1	102.5	3.7	87.3	△ 0.6	87.5	2.5
17年度	91.0	△ 3.5	102.1	1.6	92.1	△ 3.2	105.1	2.5	89.8	2.9	90.1	3.0
18年度	93.8	3.1	107.0	4.8	95.0	3.1	110.2	4.9	87.5	△ 2.6	91.6	1.7
18年10～12月	93.4	3.6	108.9	6.0	94.5	3.0	111.6	5.3	92.8	4.3	98.2	4.2
19年1～3月	96.9	2.5	107.5	3.1	97.7	2.6	111.0	2.9	90.4	△ 2.6	96.2	1.7
4～6月	92.9	△ 0.8	107.7	2.4	93.7	△ 1.9	111.8	2.8	85.8	△ 6.1	95.9	2.1
7～9月	92.2	△ 0.3	110.1	2.7	92.3	△ 1.2	114.1	3.3	86.7	△ 5.9	97.1	2.6
10～12月	r 93.5	0.4	r 111.5	2.8	r 92.6	△ 1.6	r 116.4	4.6	r 91.8	△ 1.1	r 99.0	0.8
19年 1月	97.1	2.4	107.1	4.4	96.4	△ 0.1	111.4	4.7	93.6	4.0	97.2	2.5
2月	97.8	4.1	107.9	3.1	97.8	3.2	111.4	3.1	91.5	1.9	96.6	1.8
3月	95.8	1.5	107.6	2.0	99.0	4.7	110.2	1.4	90.4	△ 2.6	96.2	1.7
4月	94.4	1.1	107.4	2.2	96.6	1.6	111.3	2.0	88.6	△ 2.3	96.6	2.0
5月	92.4	0.0	107.1	3.8	93.2	△ 1.0	111.5	4.5	87.3	△ 4.0	96.2	2.6
6月	92.0	△ 3.1	108.5	1.1	91.4	△ 5.7	112.7	2.1	85.8	△ 6.1	95.9	2.1
7月	92.0	△ 1.2	108.1	3.2	91.2	△ 2.8	111.3	3.1	86.3	△ 6.2	95.8	2.4
8月	92.2	0.6	111.9	4.4	92.1	△ 0.5	116.7	4.9	86.7	△ 6.0	96.0	2.1
9月	92.5	△ 0.4	110.3	0.8	93.7	△ 0.2	114.4	2.0	86.7	△ 5.9	97.1	2.6
10月	92.4	0.7	112.2	4.7	91.2	△ 0.8	117.1	6.8	88.8	△ 4.0	97.7	2.0
11月	92.6	1.4	110.4	2.9	91.2	△ 1.1	115.1	4.0	92.2	0.0	99.4	2.6
12月	r 95.5	△ 1.0	r 112.0	0.8	r 95.5	△ 3.0	r 116.9	3.1	r 91.8	△ 1.1	r 99.0	0.8
20年 1月	p 99.7	2.7	p 109.8	2.5	p 99.1	2.7	p 115.8	4.0	p 91.7	△ 2.0	p 97.7	0.5
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 鉱工業指数は季節調整済み（12年＝100）。前年比（前年同月比）は原指数による。在庫指数の四半期計数は最終月指数。
 ■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

年月	大型小売店販売額											
	大型店計				百貨店				スーパー			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
15年度	1,036,541	△ 6.3	217,338	△ 3.3	383,298	△ 9.4	90,865	△ 2.4	653,243	△ 4.5	126,473	△ 3.9
16年度	1,006,325	△ 4.8	213,800	△ 4.0	361,905	△ 4.8	87,832	△ 3.2	644,419	△ 4.8	125,969	△ 4.5
17年度	987,733	△ 3.0	212,575	△ 1.7	350,746	△ 1.8	87,587	0.3	636,987	△ 3.7	124,989	△ 3.2
18年度	983,510	△ 1.6	211,723	△ 0.9	330,512	△ 2.6	86,130	△ 0.8	652,998	△ 1.1	125,593	△ 1.0
18年10～12月	269,596	△ 1.6	57,734	△ 1.7	93,174	△ 3.4	24,605	△ 1.6	176,422	△ 0.6	33,129	△ 1.8
19年1～3月	238,462	△ 1.2	51,450	△ 0.4	79,205	△ 2.9	20,845	△ 0.1	159,257	△ 0.3	30,604	△ 0.7
4～6月	233,986	△ 1.4	51,305	△ 0.6	74,089	△ 2.3	20,132	1.0	159,898	△ 1.0	31,173	△ 1.6
7～9月	230,011	△ 2.9	51,219	△ 2.0	73,685	△ 4.2	19,678	△ 2.3	156,325	△ 2.3	31,541	△ 1.9
10～12月	r 261,058	△ 2.7	r 57,965	△ 1.0	r 87,410	△ 3.9	r 24,019	△ 1.1	r 173,647	△ 2.1	r 33,946	△ 0.9
19年 1月	85,399	△ 1.3	18,936	△ 0.5	28,232	△ 2.9	7,657	0.0	57,167	△ 0.4	11,279	△ 0.9
2月	69,758	△ 0.1	15,125	0.5	22,092	△ 1.5	5,843	1.5	47,666	0.6	9,282	△ 0.2
3月	83,305	△ 2.0	17,389	△ 1.1	28,882	△ 3.9	7,346	△ 1.5	54,423	△ 0.9	10,044	△ 0.9
4月	78,236	△ 3.3	16,906	△ 1.8	24,595	△ 6.1	6,598	△ 1.4	53,641	△ 1.9	10,308	△ 2.0
5月	77,560	△ 1.7	17,040	△ 0.8	24,132	△ 2.6	6,573	△ 0.7	53,428	△ 1.3	10,467	△ 0.9
6月	78,190	0.9	17,359	0.9	25,362	1.9	6,961	5.1	52,828	0.4	10,398	△ 1.9
7月	79,796	△ 5.0	18,612	△ 3.8	27,046	△ 6.8	7,906	△ 4.4	52,750	△ 4.0	10,707	△ 3.3
8月	76,675	△ 0.6	16,694	△ 0.1	22,538	△ 1.5	5,744	1.1	54,138	△ 0.2	10,950	△ 0.8
9月	73,539	△ 3.0	15,912	△ 2.0	24,101	△ 3.7	6,028	△ 2.7	49,438	△ 2.7	9,884	△ 1.5
10月	77,414	△ 5.2	17,160	△ 1.7	26,334	△ 4.7	6,862	△ 1.6	51,080	△ 5.4	10,298	△ 1.8
11月	78,442	△ 1.3	18,129	0.4	26,011	△ 2.0	7,565	0.8	52,431	△ 0.9	10,564	0.1
12月	r 105,202	△ 1.9	r 22,676	△ 1.5	r 35,066	△ 4.6	r 9,592	△ 2.2	r 70,137	△ 0.5	r 13,084	△ 0.9
20年 1月	p 80,481	△ 4.4	p 18,816	△ 1.9	p 26,280	△ 3.8	p 7,399	△ 2.1	p 54,201	△ 4.8	p 11,417	△ 1.8
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 大型小売店販売額の前年比は既存店ベースによる。
 ■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

主要経済指標（2）

年月	コンビニエンス・ストア販売額				消費者物価指数（総合）				円相場 (東京市場)	日経 平均 株価
	北海道		全国		北海道		全国			
	百万円	前 年 同 月比(%)	億円	前 年 同 月比(%)	17年=100	前 年 同 月比(%)	17年=100	前 年 同 月比(%)		
15年度	419,364	△ 2.2	71,334	△ 2.5	99.7	△ 0.3	100.3	△ 0.2	113.03	11,715
16年度	421,045	△ 1.1	72,973	△ 0.8	100.0	0.3	100.2	△ 0.1	107.49	11,669
17年度	416,611	△ 2.9	73,724	△ 2.5	100.1	0.2	100.0	△ 0.1	113.26	17,060
18年度	414,921	△ 1.7	74,211	△ 2.0	100.5	0.2	100.2	△ 0.1	116.64	17,288
18年10～12月	105,622	△ 0.1	18,789	△ 0.7	100.7	0.6	100.3	0.3	117.77	17,226
19年 1～3 月	94,653	△ 1.7	17,532	△ 1.1	100.0	△ 0.3	99.8	△ 0.1	119.44	17,288
4～6 月	100,749	△ 1.6	18,473	△ 1.9	100.5	△ 0.2	100.2	△ 0.1	120.73	18,138
7～9 月	110,031	△ 1.7	19,903	△ 0.1	100.7	△ 0.1	100.4	△ 0.1	117.78	16,786
10～12月	103,680	△ 2.2	18,986	△ 0.8	101.6	0.9	100.8	0.5	113.10	15,308
19年 1 月	32,056	△ 1.6	5,835	△ 0.7	100.5	0.1	100.0	0.0	120.58	17,383
2 月	29,645	△ 1.9	5,468	△ 1.1	99.7	△ 0.5	99.5	△ 0.2	120.45	17,604
3 月	32,952	△ 1.7	6,229	△ 1.4	99.8	△ 0.5	99.8	△ 0.1	117.28	17,288
4 月	32,105	△ 0.2	6,034	△ 0.6	100.2	△ 0.2	100.1	0.0	118.83	17,400
5 月	33,881	△ 2.0	6,238	△ 0.6	100.6	△ 0.1	100.4	0.0	120.73	17,876
6 月	34,763	△ 2.3	6,201	△ 4.2	100.6	△ 0.2	100.2	△ 0.2	122.62	18,138
7 月	36,968	0.9	6,652	△ 0.2	100.3	△ 0.1	100.1	0.0	121.59	17,249
8 月	38,708	△ 2.6	6,952	△ 0.2	100.8	△ 0.1	100.6	△ 0.2	116.72	16,569
9 月	34,355	△ 3.2	6,299	0.0	100.9	△ 0.2	100.6	△ 0.2	115.02	16,786
10月	35,030	△ 1.4	6,319	△ 0.3	101.3	0.4	100.9	0.3	115.74	16,738
11月	32,843	△ 2.4	6,089	△ 0.6	101.3	0.8	100.7	0.6	111.21	15,681
12月	35,807	△ 2.8	6,578	△ 1.3	102.1	1.4	100.9	0.7	112.34	15,308
20年 1 月	31,214	△ 2.6	5,841	△ 1.6	101.9	1.4	100.7	0.7	107.66	13,592
資料	経済産業省、北海道経済産業局				総務省、北海道				日本銀行	日本経済新聞社

■コンビニエンス販売額の前年比は既存店ベースによる。

■年度及び四半期の数値は、月平均値。

■円相場は対米ドル、インターバンク中心相場の月中平均値

年月	乗用車新車登録台数									
	北海道								全国	
	合計		普通車		小型車		軽乗用車		普・小・軽・計	
	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)
15年度	193,272	△ 3.9	52,212	12.8	92,028	△13.9	49,032	2.5	4,733,490	△ 2.5
16年度	189,519	△ 1.9	51,535	△ 1.3	90,066	△ 2.1	47,918	△ 2.3	4,749,342	0.3
17年度	187,145	△ 1.3	46,153	△10.4	90,624	0.6	50,368	5.1	4,755,369	0.1
18年度	176,300	△ 5.8	43,780	△ 5.1	77,398	△14.6	55,122	9.4	4,557,331	△ 4.2
18年10～12月	35,567	△ 4.9	9,215	△ 1.7	14,936	△15.4	11,416	10.2	1,025,508	△ 1.0
19年1～3月	50,678	△ 8.6	13,329	2.0	21,507	△20.4	15,842	3.0	1,372,689	△ 5.8
4～6月	43,528	△ 4.7	11,113	3.2	19,066	△ 8.1	13,349	△ 5.7	970,324	△ 6.8
7～9月	41,034	△ 7.6	12,780	22.0	16,833	△16.7	11,421	△16.7	1,051,569	△ 5.9
10～12月	34,682	△ 2.5	10,916	18.5	14,058	△ 5.9	9,708	△15.0	1,005,717	△ 1.9
19年 1月	9,773	△ 6.7	2,676	4.2	4,012	△19.6	3,085	5.6	308,255	△ 5.3
2月	13,268	△ 9.5	3,433	△ 1.4	5,598	△19.6	4,237	0.8	424,937	△ 4.2
3月	27,637	△ 8.9	7,220	2.8	11,897	△21.0	8,520	3.3	639,497	△ 7.1
4月	14,468	△ 6.3	3,720	4.6	6,253	△13.7	4,495	△ 2.9	290,062	△ 7.3
5月	13,485	△ 6.0	3,420	0.1	5,592	△11.7	4,473	△ 2.5	307,077	△ 4.8
6月	15,575	△ 2.0	3,973	4.9	7,221	0.8	4,381	△11.3	373,185	△ 8.0
7月	15,191	△ 8.2	4,351	13.3	6,909	△13.7	3,931	△16.4	358,019	△ 9.7
8月	10,607	△ 6.3	3,322	21.0	4,241	△17.3	3,044	△11.7	277,557	△ 2.1
9月	15,236	△ 7.7	5,107	31.4	5,683	△19.7	4,446	△19.9	415,993	△ 5.0
10月	12,619	1.2	3,984	34.5	5,008	△ 9.8	3,627	△ 8.2	335,886	1.1
11月	12,615	△ 1.2	3,993	18.3	5,459	3.0	3,163	△22.8	364,489	0.6
12月	9,448	△ 8.5	2,939	2.2	3,591	△12.2	2,918	△13.3	305,342	△ 7.7
20年 1月	9,744	△ 0.3	2,667	△ 0.3	4,068	1.4	3,009	△ 2.5	320,084	3.8
資料	(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会									

■平成15年12月まではシャーシベース、平成16年1月以降はナンバーベース

主要経済指標 (3)

年月	新設住宅着工戸数				公共工事請負金額				機械受注実績	
	北海道		全国		北海道		全国		全国	
	戸	前年同月比(%)	百戸	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
15年度	50,724	3.9	11,736	2.5	1,206,954	△17.6	154,589	△13.7	111,078	8.2
16年度	48,148	△ 5.1	11,930	1.7	1,122,138	△ 7.0	137,354	△11.1	118,292	6.5
17年度	53,048	10.2	12,494	4.7	1,068,858	△ 4.7	129,622	△ 5.6	124,897	5.6
18年度	49,946	△ 5.8	12,852	2.9	961,122	△10.1	122,838	△ 5.2	127,413	2.0
18年10～12月	14,296	△10.0	3,417	5.2	120,176	△19.6	29,679	△ 3.1	29,884	△ 1.6
19年1～3月	6,618	△15.7	2,791	△ 1.8	141,040	12.3	27,738	7.7	33,185	△ 3.3
4～6月	15,991	11.0	3,255	△ 2.6	331,759	△12.0	31,040	△ 0.7	29,721	△10.8
7～9月	8,946	△38.8	2,078	△37.1	288,707	△10.6	31,680	△ 7.3	30,566	△ 1.4
10～12月	10,386	△27.4	2,484	△27.3	144,535	20.3	28,810	△ 2.9	29,893	0.0
19年 1月	1,764	△ 1.0	922	△ 0.7	13,146	1.0	6,120	△ 0.9	8,516	2.6
2月	2,124	△ 3.4	873	△ 9.9	10,640	△19.3	5,778	△ 4.6	9,672	△ 4.2
3月	2,730	△29.4	995	5.5	117,290	17.9	15,840	17.1	14,998	△ 5.8
4月	5,836	34.5	1,073	△ 3.6	142,037	△ 6.5	11,568	1.5	9,309	△ 9.0
5月	3,334	△32.4	971	△10.7	83,785	△13.5	8,490	△ 0.4	9,449	△ 3.1
6月	6,821	32.8	1,211	6.0	105,937	△17.4	10,982	△ 2.9	10,963	△17.9
7月	3,883	△28.8	817	△23.4	122,893	4.6	10,723	△ 4.0	9,505	8.0
8月	2,353	△47.5	631	△43.3	92,127	△19.7	9,842	△ 5.1	8,921	△ 2.6
9月	2,710	△42.2	630	△44.0	73,687	△18.8	11,116	△12.1	12,140	△ 7.0
10月	3,467	△35.6	769	△35.0	73,027	14.2	11,742	△ 3.2	8,903	3.3
11月	3,860	△14.7	843	△27.0	40,082	13.3	8,685	△ 4.3	10,039	0.9
12月	3,059	△30.2	872	△19.2	31,426	50.8	8,384	△ 1.1	10,951	△ 3.3
20年 1月	2,103	19.2	870	△ 5.7	14,987	14.0	5,907	△ 3.5	9,489	11.4
資料	国土交通省				北海道建設業信用保証(株)				内閣府	

■船舶・電力を除く民需(原系列)。

年月	来道客数		有効求人倍率 (パート含む常用)		完全失業率		企業倒産件数 (負債総額1,000万円以上)			
	北海道		北海道	全国	北海道	全国	北海道		全国	
	千人	前 年 同 月 比 (%)	倍		%		件	前 年 同 月 比 (%)	件	前 年 同 月 比 (%)
			原数値		原数値					
15年度	13,090	△ 3.7	0.45	0.66	6.7	5.1	625	△14.7	15,466	△16.8
16年度	12,781	△ 2.4	0.50	0.83	5.7	4.6	577	△ 7.7	13,186	△14.7
17年度	12,705	△ 0.6	0.53	0.94	5.3	4.4	555	△ 3.8	13,170	△ 0.1
18年度	13,082	3.0	0.53	1.02	5.4	4.1	546	△ 1.6	13,337	1.3
18年10～12月	3,103	3.1	0.55	1.07	5.4	3.9	132	△ 4.3	3,366	△ 2.0
19年1～3月	2,784	2.4	0.54	1.08	5.5	4.1	159	11.2	3,440	2.7
4～6月	3,003	△ 2.6	0.48	0.93	5.3	3.8	172	20.3	3,616	10.2
7～9月	4,028	△ 1.9	0.52	0.98	4.7	3.7	138	23.2	3,465	6.6
10～12月	3,032	△ 2.4	0.52	1.00	5.0	3.7	132	0.0	3,570	6.1
19年 1月	838	△ 2.0	0.53	1.09	↑	4.0	38	△17.4	1,091	4.0
2月	926	8.3	0.54	1.09	5.5	4.1	49	2.1	1,102	5.6
3月	1,019	1.2	0.54	1.06	↓	4.2	72	46.9	1,247	△ 0.6
4月	820	△ 0.3	0.47	0.95	↑	4.0	47	△21.7	1,121	3.1
5月	1,026	△ 6.9	0.48	0.92	5.3	3.8	74	100.0	1,310	21.0
6月	1,158	△ 0.1	0.49	0.92	↓	3.6	51	10.9	1,185	6.7
7月	1,225	△ 4.4	0.50	0.95	↑	3.5	52	20.9	1,215	15.6
8月	1,505	△ 1.0	0.52	0.98	4.7	3.7	50	61.3	1,203	2.9
9月	1,299	△ 0.7	0.55	1.01	↓	4.0	36	△ 5.3	1,047	4.3
10月	1,140	△ 8.3	0.55	1.00	↑	4.0	47	△ 9.6	1,260	8.1
11月	941	0.1	0.52	1.00	5.0	3.7	50	28.2	1,213	11.2
12月	951	2.8	0.49	1.00	↓	3.5	35	△14.6	1,097	△ 1.0
20年 1月	838	0.0	0.51	1.00	—	4.0	50	31.5	1,174	7.6
資料	北海道観光連盟		厚生労働省 北海道労働局		総務省		(株)東京商工リサーチ			

■年度および四半期の数値は平均値。 ■北海道の年度は暦年数値。

主要経済指標（4）

年月	通関実績							
	輸出				輸入			
	北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
15年度	216,718	△ 3.9	560,603	6.3	671,057	△ 7.6	448,552	4.2
16年度	243,907	12.5	617,194	10.1	798,378	19.0	503,858	12.3
17年度	263,598	9.8	682,902	10.6	965,145	29.0	605,113	20.1
18年度	324,578	23.1	774,624	13.4	1,263,781	30.9	684,139	13.1
18年10～12月	89,829	10.2	201,862	11.2	320,205	13.2	175,552	10.8
19年1～3月	81,363	24.0	198,836	12.5	296,598	4.1	172,843	6.6
4～6月	93,632	28.9	204,823	13.1	283,580	△14.8	179,574	9.9
7～9月	103,247	27.8	213,620	10.7	320,401	2.0	183,330	6.3
10～12月	r 99,514	10.8	r 222,118	10.0	r 386,844	20.8	p 195,467	11.3
19年1月	24,115	30.4	59,532	19.0	113,411	18.2	59,567	10.3
2月	27,282	55.1	64,177	9.7	75,812	△13.4	54,431	10.2
3月	29,966	1.4	75,127	10.3	107,375	5.9	58,845	0.2
4月	32,736	31.5	66,329	8.2	101,776	△ 0.2	57,117	3.5
5月	29,608	30.9	65,650	15.1	114,580	△ 4.3	61,817	15.6
6月	31,288	24.5	72,844	16.2	67,224	△39.5	60,639	10.8
7月	30,411	15.2	70,634	11.8	97,046	8.8	64,022	17.1
8月	30,128	7.2	70,283	14.5	108,218	△ 4.2	62,946	5.8
9月	42,708	62.7	72,703	6.5	115,137	2.8	56,363	△ 3.2
10月	35,039	△ 8.6	75,066	13.8	115,706	12.9	65,044	8.7
11月	32,842	34.8	72,689	9.7	r 139,430	30.5	r 64,809	13.3
12月	r 31,633	16.7	r 74,363	6.9	r 131,708	18.9	p 65,614	12.2
20年1月	p 27,222	12.9	p 64,115	7.7	p 129,757	14.4	p 64,909	9.0
資料	財務省、函館税関							

■「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	預貯金（国内銀行）							
	預金				貸出			
	北海道		全国		北海道		全国	
	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
15年度	120,726	0.5	5,158,023	2.0	86,708	△ 0.3	4,013,051	△ 3.2
16年度	124,150	2.3	5,226,752	1.3	86,223	△ 0.6	3,894,390	△ 3.0
17年度	123,160	△ 0.8	5,300,898	1.4	88,841	3.0	3,955,816	1.6
18年度	125,413	1.8	5,359,453	1.1	88,270	△ 0.6	3,992,094	0.9
18年10～12月	125,428	1.1	5,265,890	0.4	88,607	1.5	4,003,517	1.8
19年1～3月	125,413	1.8	5,359,453	1.1	88,270	△ 0.6	3,992,094	0.9
4～6月	126,258	1.9	5,385,484	2.0	86,672	0.0	3,961,516	0.8
7～9月	125,896	1.7	5,370,488	2.2	87,446	△ 1.1	3,991,639	0.7
10～12月	127,845	1.9	5,425,076	3.0	88,383	△ 0.3	4,044,052	1.0
19年1月	123,315	1.0	5,262,075	0.6	87,746	1.8	3,968,509	1.7
2月	123,511	0.5	5,278,106	1.0	87,802	0.6	3,960,239	1.5
3月	125,413	1.8	5,359,453	1.1	88,270	△ 0.6	3,992,094	0.9
4月	126,924	1.4	5,388,774	1.5	89,059	△ 0.1	3,963,583	1.0
5月	125,110	1.5	5,415,026	1.9	87,575	0.0	3,941,889	0.6
6月	126,258	1.9	5,385,484	2.0	86,672	0.0	3,961,516	0.8
7月	125,674	1.8	5,378,918	2.8	86,808	△ 1.0	3,952,045	0.3
8月	125,369	1.8	5,353,133	2.3	86,787	△ 1.2	3,963,276	0.8
9月	125,896	1.7	5,370,488	2.2	87,446	△ 1.1	3,991,639	0.7
10月	125,136	1.8	5,355,326	2.7	88,111	0.7	3,955,539	0.7
11月	125,841	1.8	5,428,687	3.0	87,341	△ 0.7	3,968,268	0.4
12月	127,845	1.9	5,425,076	3.0	88,383	△ 0.3	4,044,052	1.0
20年1月	125,500	1.8	5,420,947	3.0	87,375	△ 0.4	4,008,578	1.0
資料	日本銀行							



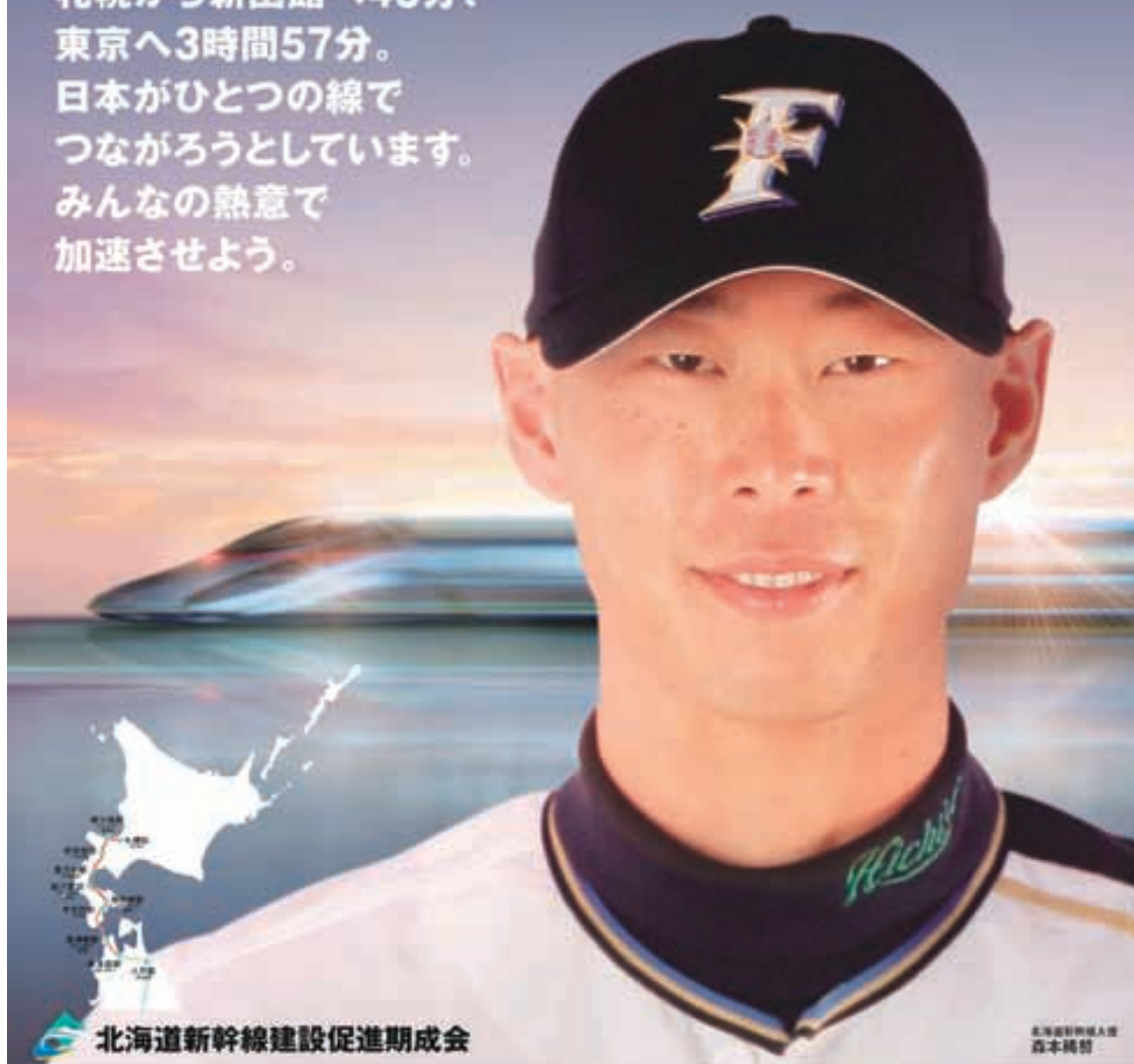
調査レポート 2008.4月号 (No.141)
平成20年 (2008年) 3月発行
北洋銀行調査部
札幌市中央区大通西3丁目11番地
郵便番号 060-0042
電話 (011)261-1311
<http://www.hokuyobank.co.jp>



この印刷物は環境にやさしい「大豆インキ」
古紙配合率100%紙(表紙)古紙配合率70%紙(中面)を
使用しています。

北海道新幹線、 次は札幌へ。

札幌から新函館へ45分、
東京へ3時間57分。
日本がひとつの線で
つながろうとしています。
みんなの熱意で
加速させよう。



北海道新幹線建設促進期成会

北海道新幹線人達
森本純司

新青森 ⇄ 新函館間 2015年完成予定 新函館 ⇄ 札幌間 2020年完成目標 www.do-shinkansen.com